

会

議

午前10時0分開会

○議長（中村 敦） おはようございます。

出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎認第1号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 日程により、認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子） 改めましておはようございます。

それでは、認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

議案件名簿の1ページをお開き願います。

認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定について、地方自治法第233条第3項の規定により令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算を、別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。

それでは、決算書を御用意願います。

3ページから14ページにございます一般会計歳入歳出決算書から御説明申し上げます。

最初に7ページ、8ページをお開きください。

令和5年度下田市一般会計の歳入予算現額138億740万9,000円に対しまして、歳入総額は136億5,892万5,708円となりました。

不納欠損額は1,824万7,745円、前年度比77万8,502円、4.1%の減、収入未済額は1億7,564万7,779円、前年度比5,916万9,675円、25.2%の減でございます。

13ページ、14ページをお開きください。

歳出予算現額138億740万9,000円に対しまして歳出総額は128億9,399万7,135円、歳入歳出差引き額は7億6,492万8,573円で、前年度比2億3,662万3,442円、23.6%の減となりました。

前年度と比較しますと、歳入総額は5億779万3,541円3.9%の増、歳出総額は7億4,441万

6,983円、6.1%の増となりました。

翌年度繰越額は1億6,678万7,000円、前年度比、2879万3,000円、20.9%の増。不用額は7億4,662万4,865円、前年度比2億1,666万1,983円、22.5%の減となりました。予算現額に対する執行率は歳入98.9%、歳出は93.4%でございます。

3ページ、4ページにお戻りください。

歳入について御説明申し上げます。

1款市税は収入済額28億9,862万1,673円、前年度比169万7,568円、0.1%の減。歳入全体に占める構成比は21.2%。税目別に見ますと、市税のうち高い比率を占めるものは、固定資産税、都市計画税、市民税ですが、固定資産税と都市計画税はそれぞれ前年度比1.6%、0.5%の減、市民税につきましては、前年度比1.3%の増でございます。

なお、収入未済額は1億407万8,344円で、前年度比796万7,205円、7.1%の減。不納欠損額1,762万9,725円、前年度比79万5,812円、4.7%の増でございます。

2款地方譲与税7,609万3,000円、前年度比46万2,000円、0.6%の増。

3款利子割交付金は94万7,000円、前年度比16万1,000円、14.5%の減。

4款配当割交付金1,470万円、前年度比231万9,000円、18.7%の増。

5款株式等譲渡所得割交付金2,381万4,000円、前年度比1,122万6,000円、89.2%の増。

6款法人事業税交付金5,784万4,000円、前年度比1,429万1,000円で32%の増。

7款地方消費税交付金は、5億3,051万円、前年度比1,712万3,000円、3.1%の減。

8款環境性能割交付金998万515円、前年度比194万5,692円、24.2%の増。

9款地方特例交付金、786万3,000円、前年度比11万7,000円、1.5%の減。

10款地方交付税35億4,887万7,000円、前年度比2,427万7,000円、0.7%の減。

11款交通安全対策特例交付金は142万8,000円、前年度比24万1,000円、14.4%の減となりました。

5ページ、6ページをお願いいたします。

12款分担金及び負担金は7,302万9,990円、前年度比522万6,509円、7.7%の増。不納欠損額は61万8,020円で、前年度比48万20円の増でございます。収入未済額は234万3,867円となりました。

13款使用料及び手数料1億1,694万3,752円、前年度比133万6,816円、1.1%の減。収入未済額は405万5,980円でございます。

14款国庫支出金は17億6,695万2,112円で歳入構成比の12.9%を占め、前年度比5億5,981

万6,723円、24.1%の減でございますが、その主な要因といたしましては、新型コロナウイルス感染症対策経費等の減によるものでございます。

15款県支出金は6億5,923万7,736円で歳入構成比の4.8%を占め、前年度比3,247万9,111円、5.2%の増でございます。なお、新型コロナウイルス感染症対策や物価高騰対策に係る交付金等は、5億3,088万9,000円で、国県支出金の21.9%。歳入構成比では、3.9%を占め、前年度比5億3,385万4,000円、49.9%の減でございます。

16款財産収入は2,373万1,657円、前年度比1,415万7,885円37.4%の減、これは不動産売払い収入の減が主な要因でございます。

17款寄附金は4億4,392万1,000円、前年度比8,892万6,100円で25%の増。この主な要因は、ふるさと納税の増額によるものでございます。ふるさと納税による寄附金は、令和4年度に19.9%、令和5年度に24.4%の増と、年々増加傾向にございます。

18款繰入金は6億3,354万8,084円、前年度比5,895万7,980円10.3%の増で、これは財政調整基金による財源調整のほか、各基金の活用を図ったことによるものでございます。

19款繰越金、10億155万2,015円、前年度比8,305万7,659円、9.0%の増。

20款諸収入は2億5,413万1,174円、前年度比4,113万482円19.3%の増となりました。

7ページ、8ページをお開きください。

21款市債15億1,520万円は、前年度比7億8,670万円、208%の増で、その主な要因は、新庁舎建設事業に伴う借入によるものでございます。なお、歳入決算額のうち、市税等の自主財源は、54億4,547万9,000円で、前年度比2億6,010万7,000円、5.0%の増。地方交付税等の依存財源は82億1,344万7,000円で、前年度比2億4,768万7,000円、3.1%の増となりました。

構成比については、自主財源39.8%、依存財源60.2%で、自主財源の構成比は前年度より0.4ポイント増加いたしました。

次に、歳出について御説明いたします。

9ページ、10ページをお願いいたします。

支出済額前年度比の順に申し上げます。

1款議会費1億483万4,828円、前年度比77万2,984円、0.7%の減。

2款総務費32億134万9,405円、前年度比10億977万6,775円、46.1%の増で、これは主に新庁舎等建設推進事業費の整備工事着工によるものでございます。

3款民生費39億9,873万3,411円、前年度比2,129万462円、0.5%の増。

4 款衛生費11億3,560万8,249円、前年度比7,242万4,235円、6.0%の減は新型コロナワクチン接種事業費の減によるものでございます。

5 款農林水産業費 2 億8,200万5,692円、前年度比3,964万5,103円16.4%の増は、主に田牛漁港海岸保全施設整備事業費の増加によるものでございます。

11ページ、12ページをお開きください。

6 款商工費 4 億398万2,613円、前年度比 1 億3,409万7,959円24.9%の減。これは主に物価高騰対策事業者支援給付金プレミアム付商品券発行事業等の終了によるものでございます。

7 款土木費13億493万1,134円、前年度比 1 億504万7,192円、7.5%の減で、市道維持補修工事費の減によるもの。

8 款消防費 4 億6,922万1,312円、前年度比1,203万843円2.5%の減。

9 款教育費11億1,014万1,153円、前年度比1,439万7,476円、1.3%の減。

10款災害復旧費790万9,941円は、前年度比4,391万6,852円、84.7%の減でございます。これは近年、大雨による災害が増加傾向にございますが、令和5年度におきましては、5月15日災害の復旧にかかる費用でございます。

11款公債費 8 億7,527万9,397円、前年度比5,639万2,184円、6.9%の増。

12款予備費は、歳入歳出調整及び充用等の結果、1億7,232万6,000円の残額でございます。

最終予算額に対する執行率は93.4%となり、翌年度繰越額 1 億6,678万7,000円を除いた 7 億4,662万4,865円が不用額でございます。

続きまして、歳出決算事項別明細書にて、事業別に主な支出を御説明申し上げます。

79、80ページをお開きください。

2 款総務費です。

企画課0248政策推進事業では、令和5年度において教育振興事業及びグローバル推進事業の2事業を柱として、グローバルCITYプロジェクトを進め、1,352万2,767円を支出いたしました。

0260ふるさと納税推進事業、ふるさと応援寄附にかかる諸経費で、主なものは返礼品 1 億3,850万5,531円の支出でございます。

前年度より2,649万4,581円増加し、新規返礼品の拡充、ふるさと納税サイトの追加、情報発信に努めたところ、1万2,248件、4億4,045万2,000円の寄附がございました。これは前年度と比較いたしまして8,633万5,000円、24.4%の増となり、先ほど歳入17款寄附金について御説明申し上げましたとおり、増加傾向が年々顕著に見受けられるものでございます。

87から90ページを御説明申し上げます。

企画課0225新庁舎等建設推進事業、新庁舎建設に向けて新庁舎建設設計業務委託7,199万5,000円等8件の委託料、旧校舎活用の新庁舎整備工事等3件、8億96万2,700円の工事費を支出いたしました。

109から114ページを御説明申し上げます。

防災安全課0753防犯対策事業、地区防犯等整備事業補助金は令和5年度のみ補助金で、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、市内行政区の所有する防犯灯のLED化にかかる費用を23件、924万6,025円支出いたしましたことを筆頭に、防災に係る主な補助金の支出といたしまして、0861防災組織育成事業下田市自主防災会活性化事業補助金347万2,660円、下田市災害用避難施設等整備事業補助金219万3,000円、令和5年度新規事業でございますが、下田市家庭用ポータブル発電機等購入費補助金156万2,000円等各種補助金事業を実施いたしました。

また、0864防災施設等整備事業では、令和6年度の庁舎移転に伴う防災行政無線親局移設工事1,199万6,500円及びアナログ動線同報系防災行政無線、武山中継局の解体工事1,172万6,000円を支出いたしました。

次に、3款民生費です。

121ページから124ページを御説明申し上げます。

福祉事務所1015価格高騰重点視支援給付事業、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、価格高騰の影響が大きい低所得者世帯2,848世帯に各3万円、計8,544万円を支給いたしました。

1020物価高騰対応重点支援給付金事業1億9,600万円は、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、低所得者世帯2,800世帯に各7万円を支給したものです。

1021物価高騰対応重点支援給付金事業子育て世帯等分物価高騰対応重点支援給付金システム改修業務委託は、703万8,900円を支出いたしました。

129、130ページをお開きください。

1120障害福祉サービス事業扶助費は4億4,569万1,123円支給いたしました。前年度比5,343万397円の増でございます。

135ページから138ページを御説明申し上げます。

1471子育て世帯応援給付事業では、物価高騰による子育て世帯の経済的負担軽減を図るため、児童1人当たり3万円、2013人分、6,039万円を給付いたしました。

1472子育て世帯生活支援特別給付金給付事業では、児童1人当たり5万円、373人分1,865万円の給付金を支出し、支援いたしました。

次に、151、152ページをお願いいたします。

福祉事務所、1751生活保護費支給事業扶助費5億9,321万728円は、前年度比1,090万8,227円、1.8%の減で、被保護者数は年々減少傾向にございますが、令和5年度末の保護率は、県下23市中第3位となっております。

続きまして、159、160ページを御覧ください。

4款衛生費でございます。

市民保健課、2023新型コロナワクチン接種事業国庫支出金等返還金7,048万8,722円を含め、事業総額1億4,317万1,942円の支出で、前年度比5,080万8,412円の減でございました。

次に、167、168ページをお願いいたします。

2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務事業負担金出資金総額2億487万6,000円でございます。

続きまして、193、194ページをお願いいたします。

5款農林水産業費、3809漁港海岸保全施設整備事業、第四次地震被害想定にて推計される津波被害に対応するため、田牛地区については津波避難施設整備事業を実施することとなりましたが、令和5年度は、測量、地質調査業務等3件の委託を主とした事業費総額5,185万5,225円を支出いたしました。

次に、6款商工費でございます。

同じく193ページ中ほどから198ページにわたる6款商工費中、産業振興課所管の4000商工総務事務事業から4130勤労者対策事業では29件、6,777万1,052円の各種補助金を支出いたしました。これは前年度実績1億5,957万3,076円より9,819万9,418円の減となりましたが、その主なものは、新型コロナウイルス感染症対策に係る下田市新型コロナウイルス感染防止対策経営改善事業補助金、プレミアム付商品券発行事業補助金、原油価格物価高騰対応事業者支援給付金の終了によるものでございます。

199、200ページから205、206ページの御説明を申し上げます。

観光交流課4250観光まちづくり推進事業、黒船祭執行会補助金2,885万円の前年度比1,105万2,000円の増は、新型コロナウイルス感染症が5類に移行し、4年ぶりに黒船祭が通常規模で開催されたことによるもので、入込み客数の増加に比例しております。

そのほか4250観光まちづくり推進事業から4380外ヶ岡交流館管理運営事業に至る各種補助

金等総額は1億5,865万5,513円の支出となり、前年度より2,722万9,238円の増となりました。

続きまして、7款土木費でございます。

207から210ページを御説明申し上げます。

建設課、4550道路維持事業幹線市道生活道路の維持補修工事等18件を7,894万9,000円で実施いたしました。

4700橋梁維持事業では、本郷橋大規模修繕工事費5,327万円を支出。新規事業として、恵比須橋大規模修繕工事を発注し、令和5年度においては7,000万円で断面修繕工を実施いたしました。

211、212ページをお願いいたします。

4800河川維持事業、市内の準用河川、普通河川合わせて165本の良好な維持管理のため、地域の修繕要望に対応しつつ、令和5年度におきましては、河川護岸等修繕及び工事を12件2,661万3,092円で行いました。

また、4900排水路維持事業では16件の修繕工事等を1,529万円で実施いたしました。

次に、9款教育費でございます。

231、232ページをお開き願います。

学校教育課、6020奨学振興事業では、ニューポート市中学生派遣補助金299万1,781円、小・中学校グローバルCITYプロジェクト事業といたしまして、体験プログラム事業補助金400万円を市内7小学校及び中学校に支出いたしました。

255、256ページから257、258ページにわたる6800学校給食管理運営事業では、賄材料費7,403万722円ほか、総事業費1億7,184万9,093円を支出いたしました。児童生徒の給食費については、新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金を活用し、1食単価、小学生260円、中学生310円を維持し、保護者負担の軽減を図りながら運営いたしました。

259、260ページをお願いいたします。

6900下田市民文化会館管理運営事業、市民文化会館改修工事費1億5,025万4,000円は、大ホール舞台主幹調光盤等照明設備改修工事、小ホール空調設備改修工事、大ホール搬入扉改修工事及び駐車場改修工事費でございます。

続きまして、267ページ、実質収支に関する調書並びに1ページ、2ページの歳入歳出決算総括表について御説明申し上げます。

歳入歳出差引き額7億6,492万8,573円から翌年度に繰り越すべき財源3,911万円を差し引いた実質収支額、すなわち当年度の純剰余金は7億2,581万8,573円で、翌年度への繰越額で

ございます。この7億2,581万8,573円から前年度実質収支額9億5,061万4,015円を差し引き、財政調整基金への積立金4億8,001万1,000円及び取崩額4億円を加味した令和5年度実質単年度収支は、1億4,478万4,000円の赤字となりました。

276ページから278ページを御覧ください。

4の基金でございますが、基金の決算年度末現在額の合計額は34億7,447万2,000円でございます。各基金の決算年度中増減高及び決算年度末現在高は記載のとおりでございます。

以上で、認第1号 令和5年度下田市一般会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） ちょっと分からないというか、主要な政策の14ページの歳入のところですけれども、5番の株式等譲渡所得割交付金というのがドーンとアップしてるというか、ほかのいわゆる数字に比べるとアップ率が大きいということで、この理由をお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 株式等譲渡所得割でございますけれども、こちらにつきましては、都道府県民税として一括徴収された特定株式等の譲渡所得に伴う課税収入額の5分の3相当額が市町に交付されるというものでございます。

ですから、下田市だけの株式譲渡ということではなく、県税として上がったものにつきまして、一定の割合で市町に配分されたという形になってございます。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） 静岡県の中でこの税がちょっと動いたってところの結果として、下田市にも配分されたって理解でよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 歳入歳出決算書の4ページと5ページにわたってちょっと質問しますが、一つは不納欠損額でございますけど、税金における不納欠損額の中では、この固定資産税と都市計画税、固定資産税と連動してるもんだと思いますが、その不納欠損額が支出されておりますが、その主なる内容をお尋ねをしたいということと、6ページにわたりましては、

不納欠損額が分担金の不納欠損額が61万8,000円あると。この内容についてお尋ねをしたい
と思います。

それから、主要な施策の成果でございますが、この中の8ページに地方債の現在高の一覧
表がございまして、この調査の関係等で借入れをしてきているところだろうと思いますが、
116億9,600万円と平成30年度から比べますと、例年借金と申しますか、借入金が多くなって
いるとこういう傾向があるかと思いますが、今後の事業計画を含めましたこの借入金につ
いての当然このどうなるかという推定を、見込表を作られていると思うんですけども、約15
億のお金を借りて、成したのは8億4,000万足らずだと。こういう形でいきますと、ますま
す借金と申しますか、地方債の残高が増えていくとこういう形になっていようかと思
いますが、一定のやはりストップをかけると申しますか、規制をしていくという、そういう目
標値は当然持っていなければならないと思うわけですが、どのようにお考えなのかお尋ねを
したいと思います。

それから、去年はケアラー問題についてのヤングケアラーやあるいは年寄りに向けてのケ
アというようなことで、やはりケアラー条例をつくるべきではないかということが、一般質
問の中でも出されてきたかと思うわけですが、5年度においてどのようにそういうこの一般
質問の内容が取り組まれてまいったのか、6年度に向けてヤングケアラー等についての条例
整備というのは、どのようにお考えになっているのかお尋ねをしたいと思うわけであり
ます。

さらに、大浦の樋村邸は二つの内容を持ってようかと思うんです。史跡としての大浦邸と
Wi-Fi等のこの何でしたっけ、三菱地所に依頼したこのお客さんを迎えるんだと、この
実態がどのような形態になっているのかということ、やはり今年度は見極めるべき方向で
はないのかと、こういう方向を続けていっていいのかと、お客さんがどのようにこの活用を
されてきたのかをお尋ねをしたいと思います。

それから、昨日のあれもございましたが、あずさ山の家の活用は、逆にこれで見ますと
200万からの維持経費を使って、内容的には何にも利用をしていないという、こういう実態
になっていようかと思うんです。やはり条例がある以上、条例に基づいた経費のかからない
それなりのゲストハウスのようなお客さんを迎えたときだけ管理をしていくというようなこと
も含めて、経費のかからない形での活用を図っていくということが、私は必要だろうと思
うんですが、どのように全くこの政策空き家的に実際は放置してきたのではないかと。やはりそ
れらの管理の仕方は改めるべきだという具合に思いますが、どのようにお考えなのかお尋
ねをしたいと思います。

それから、総務に関しましては、退職者と採用者の問題が出てこようかと思いますが、年度途中で10年なり15年なり市の職員として一定の訓練も受け、市民のためにサービスをする能力を備えてきた職員が途中で退職してしまうという、こういう現状が出てるのではないかと思うわけです、これは市にとってそういう意味では、ゆゆしき問題だと私は思うわけですが、何でも、何で途中で退職してしまうのかと。やはり、職場環境の問題が大きくあるんじゃないかということも含めて、消防署の例ではございませんけども、やはりきっちり対応していかなければならない課題ではないかと思うんですが、どのようにお考えになっているのか、とりあえずお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 税務課長。

○税務課長（土屋武久） 私のほうから固定資産税都市計画税の不納欠損の金額が大きくなっているということで、それについてお答えをいたします。

お配りいたしました市税の概要の42ページを見ますと、令和3年度が848万7,300円、令和4年度912万3,810円、令和5年度1,552万1,136円と徐々に件数は減っていったりするんですけども、金額的には増えております。

理由といたしましては、大きな税額の固定資産税、都市計画税を所有されていた法人の破産等によるものと、年々相続放棄ですとか実体のない法人みたいなものの所有されている固定資産みたいなものが増加傾向にありまして、やはり家屋のほう金額が大きいものですから、そういうものの積み重ねで徴収ができないと。購買等するにも固定資産の価値がないものが多いものですから、不納欠損をせざるを得ないという状況がありまして、このような結果になっております。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 学校教育課長。

○学校教育課長（平川博巳） 私からは6ページの不納欠損分、負担金のほうですが61万8,020円は、決算書の22ページになります。下段の公立保育所利用者負担金になりまして、要は、保育所の利用者の負担金、保育料の不納欠損という形になります。こちらは5年で時効という形になりますので、全て今回ちょっと民間の方も多いです。民間の保育所のほうが多いんですが、ちょっと転出された方ということで、基本的には平成30年以前のもので時効が成立という形での不納欠損分になります。

以上です。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 財務課からは、公債費の関係につきまして御答弁させていただきます。

令和5年度決算におきまして、公債費つまり借りた地方債の元金及び利子の償還ですね、そちらにつきましては決算書にあるとおり8億7,500万円という状況でございました。

しかしながら、現在そちらの部分、基本的に地方債というものは、その年返すものより多くを借りた場合には、借金のほうが増えていくという状況でございます。

現在、もう確定している令和5年度までの既に借入れ済みのものでいきますと、令和9年度、それが償還返還金が10億300万円余り10年が10億200万円余りという形になってございます。

事業実施するには、地方債を使わなければなかなかできないという現状がございますので、しかしながら、事業をするとこのような借金が膨れ上がってしまうと。多くの行政需要を満たすためには、事業をしなければいけませんけれども、一方、その分後年度負担が増えて事業ができなくなるという状況がございます。

これまでも一般質問でもいろいろな御意見を伺ってございます。人それぞれ市民の方、多くの方の意見を聞きますと、非常に事業費が膨れ上がってしまっていて、それを全てやってしまいますと、という部分がございます。

また、今後どのような事業を選択していくかという部分が、その点大切になっていくと思います。

あとはもう一つ、交付税措置というものです。できるだけどうしてもやらなければならないものというのを厳選して事業を実施し、そして、地方債につきましては、できるだけ交付税措置の高いものというのをやっていくと。その工夫が必要かというふうに思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（芹澤直人） 私のほうからはヤングケアラー、ケアラー条例についての対応ということでお答えいたします。

結論から申しますと、条例のほうはつくってない状況がございますけれども、このヤングケアラーということについては、学校教育課それから市民保健課そして福祉事務所と3課で連携をしまして、情報交換等に努めているところでございます。

児童生徒を対象にしたアンケート調査の結果、今のところヤングケアラーと認められるよ

うなケースがないというところを確認してございまして、まだ条例をつくる段階ではないかなというところ、関係課の担当者による協議・会議の中で進めているところです。

予算決算の関係については、主要な施策の成果で言えば202ページ、子ども家庭総合支援拠点とそれから要保護児童対策地域協議会この辺の記述がございまして。

203ページのほうには多様な御家庭の問題に対して相談対応してきた結果も載っておりますけれども、福祉事務所といたしましては要保護児童対策協議会等を通じまして、関係機関と連携をいたしまして子ども、それから家庭の問題の把握に努めて、要な支援をしていくということで、決算のほうは決算書の134ページです。1450事業で子ども家庭相談事業というところがございます、この辺りの数字が児童相談、家庭相談の関係になってまいります。

今後もヤングケアラーですとかケアの条例の必要性も含めて、ケアラーの問題については関係課とも連携を図り、対応してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） 私からは大浦のワーケーション施設の関係とあずさ山の家の関係についてお答え申し上げます。

まず、ワーケーション施設につきましては、令和5年度におきましては若干利用が増えてきている状況だということは報告いただいております。

また、昨年度については、企業のワーケーションの誘致に向けたワーケーションモニターツアー業務の実施であったり、事業メニューの再構築をするため市内の事業者さんや関係団体等も対象としたミーティングイベント、ワーケーションフェス in 下田というようなものも開催しながら、運営事業者さんとも連携しながら経営活用に向けて、利用増加に向けて取り組んできたところです。

施設についても今年度で3年目ということで、賃借期間というのが3年という一区切りになってくるところで、重要な年ということでこの事業連携しながら取り組んでいくとともに、事業者ともまた引き続き協議をしていきたいというふうに考えております。

それからあずさ山の家につきましては、昨日の一般質問の中でも議題に議案として挙げられたところでございます。私どもとしましてもこの今の状況を改善すべく、新たな活用に向けた仕組み早急に検討し、つくって行って、新たな活用につなげていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 総務課長。

○総務課長（須田洋一） 私のほうからは、この中途退職についてということで、こちらのほうの答弁を申し上げます。

令和5年度、定年というか65歳を超えての退職であるとか、早期希望をされての退職、また、任期満了や再任用の組み換えによって退職扱いになったもの等除いた、いわゆる普通退職と言われる人間が8人いたと。それから県の派遣の退職も除きますけども、そういった形になります。

それぞれに理由はあろうかと思えます。中には次の就職先が決まって辞めた方等も聞いております。人事に向かってここの職場の何ていうんですか、環境が悪いから、例えばあとは仕事がつきつからとかそれを言って辞めていった方は正直聞いてはおりませんが、それぞれに理由はあつたらうというふうに思えます。

こちらについても今後とも職場の環境等こういったものもまた丁寧に考えながら、人事の行政のほうを行っていきたいというふうに思う次第です。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） ありがとうございます。

55ページの総務課のこの退職の実態がここで一覧表になっていると思いますが、普通退職が8人います、早期退職者が4人ということで、その中でもやはり早期退職者が4人もいらっしゃる。一般事務で3人、技能労務者で1人という、こういう形になっていようかと思えますけども、なかなか保母さんや技能職の職員を採用することも難しいという、こういう状態はあろうと思うんですが、そうしますと、早期退職者の方々や普通退職者の方々、ある特定の課に多くいらっしゃるというような実態はないのかと。それぞれの課から8の方が出たのかと、こういうことを考えざるを得ないわけですけども、市の職場におきましてもそれぞれ幾つかの課がございますので、大変厳しいかそうでないかというような、この何と言いますか、そういう言い方もいかがかとは思いますが、そういう見方もせざるを得ないような現状が、退職者の人数の中としてあるんじゃないかって気がするんですけど、再度お尋ねをしたいと。それぞれの方々各自都合で自分の人生を全うするために辞めてつたんだと、そういうことで行けるのかということをお尋ねをしたいと思えます。

それから、やはり税務課長の答弁を見ますと、実態的には観光をまちづくりと言いながら、町が崩れていっているという実態を明らかにしてるんだらうと思うんです。観光施設が次々

なくなっていく。例えば、蓮台寺の温泉街を見ましても、この旅館・ホテルを止める業者の人が後を絶たないという、こういう現状になってるのではないかと。

したがって、納入もできない、課税もできないという、こういう事態が一方で起きているという具合に見るべきだと思うわけですが、やはり観光を支えるのは観光だけではなくて、やはり一次産業のこの下田が活気づいていたときというときは、やはり土佐船や愛媛の人たちの船団がこの下田に来て、漁業が進行していたと。下田の人たちの漁業だけではなくて、そういう事態が下田を活性化してたんだと思うんです。

そうしますと、産業化の中でこのそういう船団の誘致が20万だという措置が、毎年20万という形で出されているわけですが、この20万という金額は何に使われたのかと。そして、20万程度でそういう船団の人たちや漁業振興ということが図られるのかというような思いがするわけでございますけども、どうして毎年20万程度のこの予算措置しかされないのかと。

そういう意味では、やはりここに大きな伊豆七島を含めて小笠原につながる火山列島がこの下田にあって、それらの海底が大変いい漁場であるということが言われているわけです。魚や漁場はありながら、魚がこの下田におろされていないという、こういう現状が一方であって、沼津や東京市場のほうに出されてしまっているという。こういう現状をやはりこの下田に多くの魚が卸されるというようなまちづくりをしていく必要が私はあるのではないかとと思うんですが、そういう観点から見まして、今年の船団や漁業振興をどのように図っていくかというような見解があるのかなのか、議論がされたのかどうなのか、そしてそれはやはり漁協の魚市場を改善をするだけではなくて、魚市場のこの何て言いますか、運営の仕方を含めた大きな改革が私は必要ではないかという具合に思うわけです。協同組合形式でやられているわけでございますけども、それらについての一定の見解が課長さんや区長さんにあればお伺いをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 質問者にお尋ねします。

ここで休憩したいと思います。よろしいでしょうか。

11時10分まで休憩します。

午前10時57分休憩

午前11時10分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

質疑の答弁からお願いします。

総務課長。

○総務課長（須田洋一） この普通退職者のこの職場に偏りはあるかという御質問でございます。

今見たところ、特に偏った職場での退職ということは見受けられないということでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 産業振興課長。

○産業振興課長（糸賀 浩） まず、漁船団誘致対策事業補助金の関連で、どのようなことを行っているのかというような御質問でございます。

内容としましては、寄港時に船舶への給水、またはごみ処分の費用を漁協さんのほうで負担をします。また、タオルの配布等も行っているということです。

また、あわせて漁協さんのほうでは九州や四国等の大型船を取り扱う会社に営業等もかけているというところで、この補助金につきましては毎年漁協さんからの要望に基づいて予算措置をさせていただいているものでございます。

それから、その漁協の運営等についてでございます。

漁協の魚市場については、コロナの影響で建て替えの部分について延期をしてくているところでございますが、この7年度からのまたその事業の再開に向けて漁協さんと漁業者、実際に漁をされてる方、また、仲買人さん等も含めた水産業界関係者との意見交換という場も設けてその現状の把握、それから課題というところの整理、それから水産振興方策これからの検討ということも踏まえて、計画に反映をさせていこうということで現在進めていただいているところでございます。

市のほうとしましても、その話合いのほうに参加をさせていただいて、よりよい形になるように努めていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） お願いします。

漁港の運営に市が一定のこのちょっかいを出せと、こういう意味ではなくて、やはりこの下田に多くの近くに大変すばらしい漁場があるにもかかわらず、この水産物が卸されていないのではないかと。これらのものはやはり観光を支える大きな定番と申しますか、農業や漁業というのならなるものだと思いますので、やはりこのどういう具合に進行していったら

いのかという、これこそこの計画書を金額もそれなりのものを支出をして、知恵を集めて計画をつくっていくということは、この下田のまちづくりの大きなこの柱の私は一つになるんじゃないかと思うわけです。ぜひともそういう運営をしていただきたいというお願いをして、次に移りたいと思いますが、環境対策課のごみ処理についてお尋ねをしたいと思います。

この主要な施策の225ページを見ますと、令和元年度から5年度にかけ9,400トンからあったものが、約8,000トン不足になっていくという、こういう経緯で喜ばしいことと思いますが、どのような形でごみを少なくしていくということを、5年度は取り組んでまいったのかと。そして、それらのものが今後どのぐらいのところのごみの量を減らそうという計画になっているのかということをお尋ねをしたいと思います。

それから、今年度は特にこれを見ますと、227ページですが、排ガスの高度処理対策施設をやったということで、4年度から5年度にかけて集じん機の改修を行ってきたということですが、ろ布の改正ということになりますと、大体4年から6年ぐらいで交換をするということが毎年やってきたと思いますが、そういうものであったのか。あるいはそれではなくて、もっときれいになるような措置をされたのかということをお尋ねをしたいと思います。

そして、現現在におきますこの焼却炉において、改善をしなければならないということを考えていることがありましたら、どういう点を改善したいと考えているのか考えていないのか、問題点はどの辺にあるのかということについてお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） 1点目、ごみの減量についての令和5年度についてどのような実施があったかということですが、令和5年度につきましては、まず生ごみの削減ということでキューロのモニター制度というものを導入してございます。

令和5年度につきましては93件の配布がありまして、結果についてはこの夏頃、今集計をしておるんです。大体三、四十件程度の集計があったかと思いますが、多くの皆様が減量に結びついたということで、アンケートのほうに記載がございました。

それから、令和5年に限ったことではないんですけれども、平成30年から始めた雑がみ回収について、令和4年の12月だったかと思いますが、雑がみの保管袋を作成して、より雑がみ回収というものの分別というものに力を入れていこうということで、市内周知を進めまして取組を強化したということがございまして、令和4年度につきましては年度の途中からセンターの持込みが非常に増えたということで、今まで雑誌等と同じ集計だったものを、雑がみ

いいだけの集計を始めまして、令和4年度につきましては年度途中からということですのでおよそ19トン、1万8,990キログラムと、それから令和5年度につきましては2万7,600キログラム持込みの雑紙というものがございました。

これまでリサイクル収集については、別途雑がみについて集計をしていたんですけれども、そちらにつきましても令和3年以前については、おおむね3トンから3.5トンぐらいの数字だったんですけれども、令和4年度以降5トン、令和5年度は6トンを越えたということで、徐々にそういった取組が進んできているというふうに実感しております。

この5年度の結果等に基づきまして、今年度令和6年度にごみ処理業務計画の見直しを実施しているところでございますので、夏前に行いました住民のアンケートですとか、こういった実際の集計、センター等の持込みの集計等の状況を踏まえまして、今後計画に反映させていきたいというふう考えております。

それから、バグフィルターの改修につきましては、議員がおっしゃったとおりろ布の交換ということで機能面での向上というものではなく、基本的な修繕ということでございます。

それから3点目が、償却炉の改善点・問題点ということですが、御承知のとおり40年を経過して老朽化が進んでおります。主に電気設備等については、もうなかなか交換部品の調達が難しいような状況であったり、炉も含めましてより鉄のさび、腐食ですとかそういったものが全般的に進んできているということですので、特にバグフィルターもそうですけれども、いわゆる公害対策の高度処理といったものが成14年頃の改修を最後に大きな改修とはやっておりませんので、そういった部分での老朽化も進んでいると。

それ以外にも、まずそもそもの耐震性がないということで、いわゆる中央操作室というのが炉の中にあるわけですが、非常に不安定な状況の中で包括委託業事業者さんに掃除させていただいてるとか、そういった耐震的なものであったり、それから最近天候が不安定な日が多くて、先週あたりも雷が何回もやってたわけですが、今の焼却炉については例えば雷が落ちて電気が停電になったときに、そのときの対応というのは、例えばもう既に火がついて焼却炉が燃えてるにもかかわらず、それに対しての対応が難しいといったそういったものがございます。

ですので、現在進めておる広域化の中では、新しい施設では停電時の対応というのものも、非常電源装置等の設置も含めてそういった対応も含めて、安心安全な施設へ切り替えていくというような考えでおります。

以上です。

○議長（中村 敦） 3回終わってます。

ほかに質疑ございますか。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 細かな部分については、決算審査特別委員会の審査のほうでお願いしたいと思いますが、私のほうからは施政方針に基づいた決算、また監査委員の意見について、大きく二つに分けてまた質問をさせていただきたいと思います。

まず、施政方針の部分ですが、令和5年度については大きく四つのテーマを指定して予算編成されているということで、つながる、グローバルCITYプロジェクト、下田のブランド力向上、みなとまちゾーンの活性化、こういった内容が示されているところでございます。

この四つのテーマにはそれぞれ主要な目的があるかと思われまので目的の確認と、この目的に対してどの程度の成果というか、達成があったかというところをお尋ねしたいと思います。

またあわせて、令和5年度の施政方針の大きな部分ではゼロカーボンシティの表明というところがあったかと思えます。過去の決算審査特別委員会の中でも私のほうからゼロカーボンに資する取組について各課のほうに2年ほど前の決算審査の中では質問させていただきましたが、大きく今回下田市全体としてこのゼロカーボンシティの表明に対しどのような成果であったり、事業実施したかというところをお尋ねさせていただきたいと思います。

次に、監査委員の意見ということで、監査結果報告書等の写しというものがございます。

この中の一般会計に限ったところではございませんが、自主財源の確保に努めるというような意見が付されております。主要な政策の成果のほうを御確認いただきたいと思います。

こちらの16ページ、性質別歳入の状況というところで、表の上段に自主財源の対前年の比較がございまして。会計管理者のほうからはふるさと納税であったり、財産の売却といった主要な部分の御説明がありましたが、その他に分担金であったり使用料、また、諸収入の大きなこの増の内訳等が分かれば御説明をいただきたいと思います。

最後に、補助金の執行というところで、監査委員の意見書では39から40ページ、また財政援助団体の部分では、この報告書の最後の6ページに関する記載がございまして。こちらについては昨年度も補助金の執行に当たっての注意点というところで、同じような内容のが記載がございました。各課に共通して見られるような改善を求めるようなこの補助金執行について、具体的にどういうものがあったのかというものを一点お尋ねしたいのと、もう一つ分けて御質問させていただきたいのが、下田市観光協会の監査の結果の中で意見を申されてお

ります。市補助金の執行手順に沿わない執行が見られた。事務執行上不明瞭な点が見受けられた。この2点について具体的にどのような内容であったか、お尋ねをさせていただきます。

○議長（中村 敦） 企画課長。

○企画課長（鈴木浩之） 企画課でございます。企画課のほうからは、みなとまちゾーンの関係とグローバルシティの関係のほうの御説明をいたします。

主要な施策の中にも記載のほうをさせていただいておりますけれども、みなとまちゾーンの活性化協議会につきましては、令和4年に策定をしましたみなとまちゾーン活性化基本計画、こちらに基づきまして様々な事業計画を進めるということの方針の中で、昨年度事業に取りかかったところでございます。

こちらにつきましては総合計画で定めております下田港一帯、それから下田の旧町内、伊豆急下田駅、この辺りをみなとまちゾーンとして位置づけをしている中で、この地域全体を活性化していく、ひいてはそれを基に市全体の活性化に結びつけていくということで計画をまとめ、進めていく予定としているものでございます。

今までも一般質問、議会等の中で何回かお話もさせていただいておりますけれども、令和4年の計画策定後実際の事業実施に入る中で、法令、関係機関との調整に戸惑ったこと、あるいはコロナの流行等もございまして、なかなか事業のほうが進まないという現状については、何度かお話をさせていただいてきたところでございます。

その中でも令和5年度につきましては、活性化基本計画に基づきまして、みなとオアシスをベースとしたC級グルメの普及やみなとまどが浜海遊公園でのイベント開催、こうした具体的な事業が少し取組ができたかなというふうに考えております。

また、コロナが落ち着いた中で、今後のみなとまちゾーンの協議会の再開等に向けまして関係者の協議を進めてきたというところが令和5年度の実態でございます。

改めまして令和6年度、決算と離れますけれども、本年度改めて協議会の再開、あるいはそのみなとまちゾーンの基本計画の見直し、こうしたものについて6年度取り組むということの準備として5年度取組を行ったという形でございます。

もう1個のグローバルCITYプロジェクトにつきましては、市制施行50周年を契機に市として進めていくという宣言を行った中で計画方針を定め、取組を開始しているところでございます。

こちらにつきましては、令和5年度グローバルCITYプロジェクトの推進委員会の開催、あるいはその下部組織となる部会としてエコツーリズムプロジェクトチーム会議、こちらの

開催を行ったほか、教育振興とグローバル推進事業の主に二つの柱で各種の事業を実施してきたところでございます。

何分グローバルCITYプロジェクトの取組が市として初めてのことということもございまして、令和4年度、5年度ですね、様々な事業を模索というところが正しい言葉かちょっと分かりませんが、様々な可能性を試しているところでございます。こちらのグローバルCITYプロジェクトにつきましても、5年計画の3年目を迎えることもありまして、今まで2年間続けてきた事業の点検・評価を行いまして、また次期の計画に向けた取組を6年度で進めていく、そのための様々なチャレンジをした1年間かなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、私のほうからは主要な施策16ページ、自主財源ということで、その内容というものを詳しくというお話だったので、その点について答弁いたします。

こちらの表でございます。こちらは、性質別歳入の状況というふうになってございます。ちょっと戻っていただいて、14ページを見てください。

こちらは、目的別の表という形になってます。款・項目、区分のところは名前は一緒なんですけれども、項目によってちょっと数字が違うものが見受けられるというふうに思います。こちらの14ページの目的別というのは、まさに決算書でございます。こちらの費目をそのまま使っているという形になってます。

ですから、決算書と決算書の款の市税であればということですね。使用料という部分ですね、一緒になっているという部分でございます。そして、じゃあ性質別というのは何なのかという部分でございますけれども、こちらは毎年決算が出ますと、全国一律で決算統計というものを作成いたします。そちらについては基本的に性質別でつくると。歳入の部分というのはあまり違いはないんですけれども、歳出で言いますと性質別、何かと言いますとその隣、17ページ見ていただきますと、議会費だとか観光費だとか教育費という目的別で見るのではなく、例えば人件費、物件費、補助費という形で見っていくのが歳出という性質別でございます。

それと同様に、歳入のほうです。あまり違いはないんですけれども、どういったところに違いが出てくるかといいますと、主に分担金ですとか使用料、財産収入、諸収入といった部分

に違いが出てきます。こちらにつきましては例えば予算上、保育所の利用者の負担金は分担金で見えるものが、決算統計上の分析では使用料として扱うと。同様にごみの売払代は、財産収入ではなく諸収入で見るとか、そういった部分っていうのが決まりごとがございます。

主に違いが出てくるのというのは、分担金、使用料、財産、繰入金、諸収入というものでございますけれども、こちらは予算の計上の仕方と実際のどういったものに当てはまるのかという部分で、性質別に分析をし直す。その分析というのも全国一律の見方、こういったものについてはこれで分析しなさいよという決まりごとがございます。それを組み替えたものが、こちらの性質別の表という形になっているものでございます。

ですから、それ以外の部分につきましては、決算書の内訳の方を見ていただいて、違いの部分はこういったものがあるかといいますと、保育所の利用料ですとかこども園、緊急リフレッシュ、福祉の保育所関係の分担金です。あと、ごみの売払いですとか、そういったものが若干科目が違ってくるといって形になってございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 環境対策課長。

○環境対策課長（鈴木 諭） それでは、私のほうからゼロカーボンシティについての御質問ございましたので、そちらについて御回答申し上げます。

今日はちょっと細かな資料をすみません、持参しておりませんので、ちょっと概要的なお話になりますけれども、このゼロカーボンシティにつきましては、まず令和3年度に下田市環境基本計画第2次の計画を策定しておりまして、その中で一つ1章を割いて下田市地球温暖化対策実行計画の区域政策編というものを策定して、全市的な取組として計画に基づいて執行していこうということで、策定をいたしました。

翌年度にその一環としましてゼロカーボンシティ宣言をしまして、大きな取組として市のほうも含めて取り組んでいくというような宣言をしております。

具体的なところで主なところとしては、例えば市でいうと庁舎も含めて公共施設等のLED化ですとか、市内の防犯灯もLED化といったもの、それから太陽光発電の導入ですとか、あるいは電気自動車、あるいは燃費の良い低燃費車というんですかね、そういった自動車の導入ですとか、主にそういった新エネルギーを活用したような取組というものを令和5年度まで進めてきました。

また、令和4年度だったかどうか、静岡ガスさんですとかとの協定を結びまして、市内の施設での電気の供給等に関する御提案をいただいたりというような取組もございませ

て、そういったものでもってゼロカーボンシティを目指していこうというふうな取組を始め
ております。

令和6年度、今年度なんですけれども、その地球温暖化対策には市役所の取組ということ
で事務事業編というものがありますけれども、現在そちらのほうの見直し作業をしておりま
して、再度市役所のほうでできる取組というものを見直していこうというようなことで、現
在見直し作業を進めております。

以上です。

○議長（中村 敦） 監査委員事務局長。

○監査委員事務局長（高橋智江） 決算審査意見書に記載されています事項につきましては、
あくまでも監査委員からの指摘要望事項であり、私から申し上げるべきではないと考えます
が、お答えできる範囲で申し上げたいと思います。

まず、意見書の39ページに記載されております補助金交付に係る記載誤りや書類の不備と
いう点について具体的には、実績報告書が提出されていない、交付確定がされていない、変
更申請が事業終了後に提出されている、また、下田市補助金等交付規則において、市長が特
に必要と認めた場合を除き、その額は交付決定額の100分の80を超えてはならないと規定さ
れておりますが、市長の決裁を受けていないというものが幾つか見受けられました。

次に、観光協会の監査結果についての手順に沿わない執行という部分で、6事業に係る補
助金が交付されていたんですが、その全てにおいて9割または全額が概算払いをされてお
りました。先ほど申し上げたように、市長が特に必要と認めた場合を除き、超えてはならない
というふうに規定されておりますが、そちら全てが決裁を受けておりませんでした。

また、補助金交付変更申請がされないまま事業計画が変更されているものが見受けられま
した。

次に、事務執行上不明瞭な点につきましてですが、原則といたしまして財政援助団体に対
しても3万円を超える支出については、見積合わせをお願いしているところですが、
30万円を超える支出につきましても、見積書を徴することなく、会員優先で発注されてい
るといったことや、あとは飲食代の支出も見受けられ、補助金という性格上必要性について検
討すべき点が幾つか見受けられたということでございます。

私からは以上です。

○議長（中村 敦） 会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子） 先ほどの財務課長の説明に少し補足をさせていただき

ます。

諸収入の令和5年度の増加分として、このうちの顕著なものとしたしましては、福祉事務所分の諸収入989万8,236円がございました。こちらは前年度におきましては12万7,346円の収入でしたので、前年度と比べまして977万890円の増加でございました。

こちらの内訳としたしましては、生活保護医療扶助、第三者請求損害賠償金763万2,330円、生活保護費県負担金不足分214万3,812円、下田市民生委員児童委員協議会からの郵便料、複写機使用料相当分の受入金12万2,000円、公文書の開示にかかる実費分としての収入がございました。

○議長（中村 敦） 市長。

○市長（松木正一郎） 今ちょっと後ろがざわついていたので私がお答えします。

つながるについては、そもそも私のほうでいろんなところとつながることが力になると申し上げておりました。

物と物がつながるとか、いろんなもちろんつながるという意味は多岐にわたるんですけども、少なくとも私は姉妹都市ですとか交流都市とか、こういったところとの連携というんでしょうか、様々な形の交流を進めていきました。大学ともつながったり、それから都市だけでなく企業と、それから団体ともつながる。こうしたところに行って、私自身が行くことも大事だと思って、首長として参加しました。

その行った先で、私とそのトップセールスを行うんですけども、下田の自慢を私がするわけです。もともと自分は下田が自慢でしようがない。この町のいいところいっぱい知ってるつもりで、県にいる頃から仕事の自慢ばかり県庁でもしてましたけれども、他の自治体の首長さんとかあるいは議員さん、もちろん県内の県会議員の皆さんにも私はいつもそういう話をしてまして、それが今実際に形として見えてきています。姿を感じるようになっていきます。ブランド力というのは、言ってみれば私たちがやってる取組は全てこれにつながっているんですけども、成果そのブランド力の向上の成果というのは、数値化は割としづら。言ってみれば定量的な評価でなく定性的な評価をするほうがよかったと思います。

そういう意味では、つながった都市で私とその自慢してますと、皆さんがおっしゃるのは、「下田というブランドが羨ましい」という言葉です。これは何物にも代え難い価値であろうというふうに思います。よく言われるのが、教科書に載ってるとか、テレビでしょっちゅう見るとか、この賀茂の周辺の市町村の方からも言われます、「下田はいいね」というふうに。これを私がそこらじゅうで自慢をして、そうすると「視察に行きたい」と、こういうふうな

話になります。「大変でしょう。人口減少して大変でしょう」とか、例えば「コロナの影響で」とか「何とかの影響で、お客さんが少なくて大変でしょ」って必ず皆さんから言われるんですけど、私はそれに対して痩せ我慢の哲学じゃないんですけども、「いやいや、もちろん大変なことは大変だけれども、うちは本物なんで、ブランドとしてこの本物の価値に多くの方が来てくださる。そういった町なんです。歴史もあって、自然もあって、コミュニティもあって、それをちゃんと回している市民がいる。ぜひ、一度お越しください」とこういうふうに言ってるわけです。そうすると「大変だね、何か手伝おうか」という話じゃなくて、「やっぱブランドっていうのはすごいんだね」という話になるわけです。

ですから、つながるとブランド力というのは、表裏一体なものだというふうに思います。そうしたことをこれからも続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 細かな点については、また決算審査特別委員会の委員の方々に御質問いただきたいと思います。

こちらは要望になってしまいますが、各課の説明のときに可能であれば、この事業がつながるに関連するものですか、グローバルCITYプロジェクトに関連するものです。予算編成の四つのテーマに沿ってどういった事業をやられたかっていうことを冒頭に、各課長また所長さんのほう、局長さん等はお願ひしたいと思ひます。

自主財源の関係については、担当課長のほうから性質別と目的別の御説明をいただいておりますが、私の中ではどちらかというとな性質別の中で前年と比較して増えた要因、減った要因というところ、毎年自主財源の確保ということは監査のほうからも、また議会の中でも言及しているところですので、令和5年度はどういう取組があつて、自主財源の確保に努められたかというところを、また決算審査特別委員会の中で御説明いただければと思ひます。

最後、監査委員の意見の中で具体的な事例というものを口頭で御説明いただきました。改めて担当するこの補助金を担当する課の委員会審査の際は、より詳細な報告であつたり、資料の提出をいただき、また議会としても適切な決算の認定審査をお願ひしたいということをおし添えて、再質問を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第1号議案は、8人の委員をもって構成する決算審査特別委員会を設置し、ここに付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議ないものと認めます。

よって決算、決算審査特別委員会を設置し、これに付託することに決定いたします。

◎認第2号～認第8号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について、認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について、認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について、認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について、以上の7件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

会計管理者。

○会計管理者兼出納室長（加藤晶子） それでは、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7特別会計の決算につきまして、一括して御説明申し上げます。

議案件名簿は2ページから8ページでございます。

提案理由は、各会計とも根拠法となる地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付ものでございます。

まず、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

280、281ページをお開きください。

歳入決算額442万9,759円、前年度比380万5,691円、46.2%の減。この主な要因は、財政調整基金繰入金及び前年度繰越金の減によるものでございます。

282, 283ページをおめくりください。

歳出決算額148万982円は、前年度比421万7,594円、74.0%の減ですが、これは前年度行いました倒木撤去業務委託料及び稲梓財産区基金積立金の減が主なものでございます。

歳入歳出差引き額は294万8,777円、予算現額に対する執行率は歳入129.4%、歳出が43.3%でございます。

290ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引額294万9,000円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和5年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

291ページをお開きください。

財政調整基金は、決算年度中に利子225円を含む126万8,725円を積み立てまして、決算年度末現在高は2,418万9,428円でございます。

続きまして、認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

293、294ページを御覧ください。

歳入決算額949万4,452円、前年度比40万7,815円、4.5%の増でございます。

295、296ページに行きまして、歳出決算額811万7,649円、前年度比345万7,144円、74.2%の増。この主な要因は、下田駅前広場バス停停留所テント張りかえ修繕ほか5件を295万1,000円で実施したことによるものでございます。

歳入歳出差引き額137万6,803円、予算現額に対する執行率は歳入99.9%、歳出85.4%でございます。

301ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引き額137万6,000円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和5年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

続きまして、認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

304、305ページ及び306、307ページを御説明申し上げます。

歳入歳出決算額はともに304万3060円、前年度比96万8,792円、24.1%の減で、予算現額に対する執行率は99.8%でございます。

続きまして、認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

315、316ページをお開きください。

歳入決算額28億996万3,947円、前年度比2億8,746万2,032円、9.3%の減で、歳入の主なものは1款国民健康保険税及び4款県支出金でございますが、1款国民健康保険税は、収入済額4億4,935万40円、不納欠損額379万9,173円、収入未済額8,547万7,928円。収入済額は前年度比1,329万190円、2.9%の減でございました。

4款県支出金は19億4,102万7,139円、前年度比2億4,974万7,806円で、11.4%の減でございます。

319、320ページを御覧ください。

歳出決算額27億5,878万7,564円、前年度比2億5,643万2,711円、8.5%の減で、歳入歳出差引き額は5,117万6,383円となり、予算現額に対する執行率は歳入91.5%、歳出は89.8%でございます。

317、318ページにお戻りください。

歳出の主なものは2款保険給付費で、支出済額18億9,705万5,443円、前年度比2億3,544万1,369円、11.0%の減。こちらは被保険者数の減少に伴うものでございます。

345ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引き額5,117万6,000円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和5年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

346ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

令和5年度の国民健康保険事業基金は3,400万1,901円積み立て、1億2,000万円取り崩したことにより、決算年度末現在高は1億2,586万5,990円でございます。

次に、認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

347、348ページを御覧ください。

歳入決算額28億2,827万2,778円、前年度比255万5,379円、0.1%の増。歳入の主なものは1款保険料、3款国庫支出金、4款支払い基金交付金、5款県支出金及び8款繰入金でございます。

1 款保険料は、収入済額 5 億1,724万円、不納欠損額458万4,100円、収入未済額1,048万5,300円で、収入済額の前年度比319万200円、0.6%の減でございました。

3 款国庫支出金、4 款支払い基金交付金、5 款県支出金及び8 款繰入金合わせまして、21 億5,357万6,088円、前年度比3,400万5,610円、1.6%の増でございます。

349、350ページを御覧ください。

歳出決算額26億6,987万3,188円、前年度比217万2,948円、0.1%減で、歳入歳出差引き額は1 億5,839万9,590円となり、予算現額に対する執行率は歳入98.0%、歳出は92.6%でございます。

歳出の主なものは、2 款保険給付費23億2,887万7,242円で、前年度比1,015万6,078円、0.4%の増でございました。

379ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入歳出差引き額 1 億5,840万円は、翌年度に繰り越すべき財源がございませんので、令和5 年度の実質収支額であり、翌年度への繰越額でございます。

380ページをお開きください。

財産に関する調書でございます。

令和5 年度における介護保険介護給付費準備基金は9,716万7,756円積み立て、4,000万円取り崩したことにより、決算年度末現在高は4 億7,334万623円でございます。

続きまして、認第7号 令和5 年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

381、382ページを御覧ください。

歳入決算額 4 億1,879万2,223円、前年度比1,362万2,533円、3.4%の増。歳入の主なものは、1 款後期高齢者医療保険料 2 億9,660万1,600円で、不納欠損額54万3,300円、収入未済額は196万1,000円でございます。収入済額の前年度比は575万8,900円、2.0%の増でございます。

383、384ページを御覧ください。

歳出決算額 4 億1,366万654円で、前年度比1,563万9,384円、3.9%の増。歳入歳出決算額がともに増加した要因は、令和5 年度がいわゆる団塊の世代の当制度移行時期にあたるため、被保険者数が前年度比2.4%増となったことに起因するものと思われま。

歳入歳出差引き額は513万1,569円で、予算現額に対する執行率は歳入97.7%、歳出は

96.5%でございます。

続きまして、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について御説明申し上げます。

395、396ページを御覧ください。

歳入決算額2,479万3,645円で、前年度比153万7,028円5.8%の減。

397、398ページを御覧ください。

歳出決算額は1,713万6,741円、前年度比297万4,042円、14.8%の減で、歳入歳出差引き額は765万6,904円。予算現額に対する執行率は歳入99.1%、歳出は68.5%でございます。

なお、集落排水事業特別会計につきましては、令和6年度から地方公営企業会計へ移行することに伴い、出納整理期間を設けず、3月31日付で打切り決算を行っております。

398ページ枠外に記載のとおり、歳入歳出差引き残額につきましては、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定による特別会計へ引き継いでおります。

以上、認第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてから、認第8号 令和5年度下田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてまでの7特別会計を御説明申し上げます。

令和5年度下田市一般会計及び7特別会計の決算総額は、歳入197億5,771万6,000円、歳出187億6,609万8,000円となり、前年度と比較いたしますと、歳入2億3,060万6,000円で1.2%の増、歳出4億9,674万8,000円で2.7%の増となりました。

以上大変雑駁ではございますが、令和5年度下田市各会計歳入歳出決算について説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 認第2号から認第8号までの当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。

1時5分まで休憩します。

午後12時04分休憩

午後1時16分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

認第2号から認第8号までの当局の説明は終わっています。

これより各議案ごとの質疑を行います。

まず、委員第2号 令和5年度下田市稲梓財産区特別会計歳入歳出決算認定についてに対

する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第2号に対する質疑を終わります。

次に、認第3号 令和5年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 次、はい。質疑ないものと認めます。

これをもって、認第3号に対する質疑を終わります。

次に、認第4号 令和5年度下田市公共用地取得特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって認第4号に対する質疑を終わります。

次に、認第5号 令和5年度下田市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 国保のこの主要な施策の成果のほうをお開きいただきたいと思いますが、156ページから国保の状態が出ていようかと思いますが、やはり商店の人や、なかなか大変な方々が国保に入ってるという、こういうことだと思いますが、157ページを見ますと、1人当たりの医療費につきましては、ここの令和3年から4年にかけては、40万程度の形でとどまってるという形になっていようかと思いますが、実態はこの対象者が159ページを見ますと、平成30年に5,155人いらしたものを約4,000人ぐらいに、約1,000人も少なくなってきたと対象者がですね。その分後期高齢者に恐らく年間100人ずつぐらい、後期高齢者のほうに対象者が増えているという、こういう状態になっているかと思いますが、数字上はほぼ40万ということですが、対象者が1,000人も少なくなってるってことになりますと、やはり1人当たりの医療費は、実態は変わってないというこの数字がここに出ているわけですが、国保につきましては2年に一度でしたっけか、7%ずつこの引き上げていくんだというような、こういう形で方針が既にこの出されていようかと思いますが、市

民のそういう健康を守るという意味におきましては、県のほうに全体的に言ってるわけですが、やはり標準化の件と同じ資料にするということで、このところないわけですので、できる限り医療費を抑えて徴収する費用も払いやすいものにしていくという、こういう努力が必要だと思うわけです。

そうしますと、この予防医療というんでしょうか、病気にならないという取組をどうしていくのかという、こういう課題が出てこようかと思うわけですが、ここに人間ドックの受診率や検診等々の受診率も出ているわけですが、そういう意味での国保の運営上の、課せられている努力について、目標につきまして、今年度はどういう取組をされてまいったのかお尋ねをしたい。その成果はどこにどういう形で表れているのかという点を、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） それでは、沢登議員の御質問に対しての御回答をさせていただきます。

まず、医療費については1人当たり40万前後ということで、この資料にあるとおりですが、平均値にされると、やはりほとんど影響がないというところで、医療の考え方というか、健康に対する考え方なんですけれども、まず確かに予防するということがまず大前提で、ひどくなる前にお医者さんにかかって維持していただくというところで、医療費の抑制につながる部分があります。

それに対しては、まず健康診断を受けていただいたりして、事前のチェック、この人間ドックをやったりとか、そういう事業を展開しておりますけれども、今回この数値的な部分に申しますと、特定健康診査を市のほうでは実施したりしております、その中で主要な施策の成果159ページ中段に特定健康診査の受診率という部分があります。平成30年から令和5年までの部分で書いてありますけれども、受診率につきましては、一時期コロナが流行った時期についてはやはり下がっておりますけれども、令和4年、5年とだんだんと回復してきておまして、令和5年においては特定健診の受診率が33.9%まで復帰しているということで、皆さんが健康に対する考え方というのは、こちらのほうは普及をさせていただきながら、検診を受けて事前に自分の体の健康をチェックしていただくというところを重点に置きながらやっております。

なおかつ受診の勧奨についても、医療の分析、医療費そのレセプトデータの分析をさせていただきながら、その人の特性に応じた自身勧奨の方法というのを研究しております、医

者にかかっていない方に対しては事前に検診を受けてくださいとか、あとひどくなる前とにかくかかっていただくような形の取組をさせていただいておまして、その辺りでまず健康寿命を延ばしていただく、市民が国保に入ってる方たちも含めて、市民が健康でいていただくというような政策を今のところ努力しているというところでございます。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 159ページのところで31.1%から33.9、検診がですね、特定健康診査の検診の率が上がってきているということは喜ばしいことだと思いますが、やはり3割3歩というか、34%程度の人しか受診をしていないということを逆に言えば、やはり二人に一人以上の方がやはり検診を受けてくださるというような、こういう体制がやはり望ましいのではないかと思うわけです。

そういう点からいえば、まだまだ健診の受診率、予防に対する自分の健康への関心ということが、国保の加入者については低いのではないかと具合には思うんですけども、そういう意味でのこの受診率の向上や、健康づくりへの宣伝については、どのようにお考えになっているのか。そして、また5年度はどういうことを実施したのかということをお尋ねしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 令和5年度におきましては、先ほどもちょっと答弁の中でいいましたけれども、レセプトデータの分析をしながらどのような形が重症化になるかとか、あと検診を受けてないかというような部分を研究をさせていただきました。

それを基に令和6年度においては、その方たちの特性に応じた受診勧奨をするという形で、今年度の令和6年度の事業としましては、例えば全く受診をしていない、要は医者にかかっていないような人には医者に行ってみませんかとか、ある程度症状が分かってらっしゃる方については、このような健診を受けてみませんかとか、そういうような個別の特性に応じた案内を出すような形で受診勧奨をするということで、現在分析のデータとともに、対象者を絞りながらそういう形をしている。

さらに、そういう方たちに対して電話で勧奨したり、目立つようなはがきを出すというような形で、なるべく目に留めていただくような形を、聞いていただくような形の今年度事業の取組をしているということで、御理解いただければと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。3回目です。

○12番（沢登英信） これについては評価したいと思いますが、多くの方が2人に1人ががんで亡くなる、あるいはがんで罹患をしているという具合にこんにち言われていると思うわけです。そうしますと、下田市も一定のがん対策といいますか、そういうものもやられていると思うんですけども、そういう部分におきます取組はいかがであったか、お尋ねをして終わりたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 今がんの話が出ましたけれども、特定健診に合わせてがん検診の方も下田市では実施しております。主要な政策の成果141ページのほうに、昨年度のがん検診の実施の状況について記載させていただいております。

この中で対象者に対して受診勧奨をまたさせていただきながら、なるべく受診がしやすいような体制で昼間やったり、朝・早朝やったりという形でいろいろと工夫をさせていただいております。このがん検診をやることよっての早期発見であったり、そういう方の結果も出ておりますので、こういうような形で今のところはちょっと努力をさせていただいてるとい形になります。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、これをもって認第5号に対する質疑を終わります。

次に、認第6号 令和5年度下田市介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 特に介護につきましては、夜間の訪問介護等の要望が高齢者が多くなると多くなってまいりますが、なかなかそういう体制、あるいは訪問介護だけではなくて訪問看護といわれる部分について、現状どうなっているのかお尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 市民保健課長。

○市民保健課長（吉田康敏） 夜間の訪問看護、あと訪問介護、訪問看護の部分については、主要な政策の成果の146ページからサービスごとにあと記載をさせていただいております。

現在ケアマネジメントも介護が必要な方たちに対しては、その方の特性に応じたサービスの計画を立てさせていただきながら、必要なサービスを展開するという形になりますが、サ

サービスの供給元である民間の事業者、あとはサービスの状況によってという形になりますが、こちらのほうも、年々介護の要望に対する多様化が進んでおりますので、法の改正の下にいろいろなサービスのほうを事業者には考えていただきながら、実際に提供できるできないという部分を検討していただきながら、市民の要望に応えていただくような形で促しております。

結果については、こちらのほうに書いてあるとおりなので、また今後事業者に対してどのようなサービスができるか、あるいは法改正に基づきながら、どんなサービスが必要なのかっていうのをちょっと研究しながら、また市民のサービスについてつながるような形で努力していきたいと思っております。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、これをもって認第6号に対する質疑を終わります。

次に、認第7号 令和5年度下田市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第7号に対する質疑を終わります。

次に、認第8号 令和5年度田市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって、認第8号に対する質疑を終わります。

以上で、認第2号から認第8号までの各特別会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第2号から認第8号までの令和5年度下田市の各特別会計の歳入歳出決算7件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

◎認第9号～認第10号の上程・質疑・委員会付託

○議長（中村 敦） 次は、日程により、認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について、認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について及び認第10号 令和5年度下田市下水道会計歳入歳出決算認定についてを一括して御説明申し上げます。

まず初めに、議案件名簿の9ページ、10ページをお願いいたします。

9ページのほうに、令和5年の下田市水道事業会計の歳入歳出決算認定について、10ページのほうに下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてでございます。

両会計の決算につきましては、地方公営企業法第30条第4項の規定により、両会計決算を別紙監査委員の意見を付けて議会の認定に付すものです。お手数ですが、令和5年度下田市公営企業会計決算書を御用意ください。

では、最初に令和5年度下田市水道事業について御説明申し上げます。

1ページ目をお開きください。

令和5年度下田市水道事業決算報告書でございます。

1、概況総括事項でございます。

下田市水道事業における本年度の年間有収水量は311万5,122立方メートルと前年度に比べマイナス5万3,080立方メートル、1.7%の減となりました。総配水量は342万9,022立方メートルで、有収率は90.8%となり、前年に比べ0.5ポイントの減となりました。

また、本年度の排水管破損件数は18件と、前年度に比べて1件の減となりました。本年度も漏水調査を行い漏水防止に努めるとともに、石綿管の布設替え工事を実施いたしました。

水道水源保護条例に基づく合併処理浄化槽設置事業に対し、5件36万2,000円の補助を交付いたしました。

アの収益的収支の状況でございます。

事業収益は5億9,771万9,440円、事業費用は5億4,448万7,610円となり、この結果、経常利益及び当年度純利益が5,323万1,830円となりました。

事業所事業収益の内訳は、営業収益における給水収益5億5,773万5,834円で、収益全体の93.3%を占め、供給単価は1立方メートル当たり179円4銭となりました。

このほか、営業収益で受託工事収入が271万2,842円、その他営業収益が737万7,658円となりました。

営業外収益では、他会計繰入金が715万2,298円で、内訳は消火栓維持管理負担金課税支出分委託料、修繕料です。それが267万7,400円、消火栓維持管理負担金付加税支出分材料費147万4,898円、課長兼務負担金が300万円となり、長期前受金戻入が2,183万2,210円、雑収益が90万7,969円、受け取り利息及び配当金が629円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で原水より浄水費が9,496万2,432円、配水及び給水費が7,259万8,468円と施設の維持管理費に要する費用が全体の30.8%を占め、受託工事費が1,236万9,110円、業務費が2,506万8,270円、総合管理費が4,695万8,598円、資産の保有に伴う経費である減価償却費が2億5,535万9,373円、資産減耗費が74万5,092円、その他営業費が16万4,482円となりました。

営業外費用としては、企業債の支払い額が3,547万1,475円、雑支出が25万310円となりました。

給水原価は1立方メートル当たり163円76銭となり、この結果有収水量1立方メートル当たりの利益は15円28銭、料金回収率は109.33%となるものでございます。

続きまして、次のページ、2ページをお開きください。

2の資本的収支の状況でございます。

資本的収入は2億5,852万3,000円、資本的支出は5億3,564万423円の事業執行となりました。

収入の内訳につきましては、企業債が2億4,920万円、他会計からの補助金が132万3,000円、県費補助金800万円でございます。また、支出の内訳は改良工事費が3億9,284万9,566円、企業債償還金が10億4,279万857円でございます。

建設改良費の主な内容としましては、改良工事費が3億5,122万3,318円、須崎地区配水管改良工事、下田配水池送水管改良工事、敷根配水池耐震補強工事、新武山配水池の関連工事を行ったほか、第6次拡張事業費として4,063万4,000円、上大沢第4増圧ポンプ設置工事及

び須原地区排水管拡張工事、固定資産購入費が99万2,248円、管路探知機の購入になります。市内に新設の量水器を整備しました。

また、本年度の企業債償還金ですが1億4,279万857円で、年度末残高は32億1,387万2,822円となるものでございます。

なお、資本的収入額の資本的支出額に対し不足する額2億7,711万7,423円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,362万2,589円、当年度損益勘定留保資金2億3,422万6,255円、減債積立金926万8,579円で補填いたしました。

ウの消費税及び地方消費税の状況でございます。

事業の執行に伴う本年度の下流消費税及び地方消費税は5,685万9,522円、仮払い消費税及び地方消費税の額が5,152万9,077円となり、納税計算端数処理及び貸倒金に係る税額等を計算したところ、消費税及び地方消費税は530万9,300円の納付となりました。

以上が本年度における概要でございます。今後もより一層改善・合理化を図り、水道事業の健全運営に努力する所存でございます。

3ページを御覧ください。

エの各年度給水原水位算表等の各年度供給単価算出表は、平成26年から令和5年度までの一覧表でございます。

4ページをお開きください。

(2) 経営指針に関する事項です。

中段の表は、令和3年度から令和5年度までの経営指針の推移を示したものでございます。

令和5年度における経営組織について、経営の健全性を示す経常収支比率は経常費用が減少し、経常収益の減少が経常費用での減少を上回ったため、前年度比マイナス1.37ポイントの減となり、109.78%となりましたが、健全経営の水準とされる100%を上回っております。

また、料金水準の妥当性を示す料金回収率は、前年度比マイナス2.38ポイントの減で、109.33%となりましたが、事業に必要な費用を給水収益で賄っている状況とされる100%を上回っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比1.36ポイントの増の59.39%、法定耐用年数を経過した管の延長の割合を示す管路経年化率は、前年度比0.4ポイント増の42.09%、施設の老朽化が進んでいるのに対して、当該年度は更新した関連町の割合を示す管路更新率は前年度比同率の0.2%にとどまっております。これはまだいまだに更新需要のピークを迎えていないことと、管路以外の施設の更新を優先し実施し

ているためであり、将来更新需要が高まるに整えて、現在の経営状況を実質引き続き計画的な施設更新を行ってまいります。

下段の（３）は議会議決事項、５ページを御覧ください。

上段の（４）は行政官庁許認可事項の一覧でございます。

中段の５は職員に関する事項でございます。

令和５年度は条例定数14名に対し、令和４年度末よりも正規職員が１名増となっており、10名と会計年度任用職員３名の総計13名にて業務を行っております。

下段の（６）は、料金、その他、供給条件の設定変更に関する事項でございますが、該当事項はありません。

６ページをお開きください。

２、工事の資産取得表でございます。

建設改良費の概要表につきましては、７ページ（１）ア改良工事費。

８ページをお開きください。

上段イに第６次拡張事業費を、下段に固定資産購入費を載せてありますので、御確認ください。

９ページを御覧ください。

保存工事の概況でございますので、こちらも御確認ください。

10ページをお開きください。

３、業務（１）業務量、アは令和５年度の業務量を列記したものでございます。

11ページを御覧ください。

上段イは、月別有収水量でございます。

下段には事業収入に関する事項で、ア事業収益といたしまして営業収益、営業外収益の項目の金額と構成比を前年度との比較を行っております。

12ページをお開きください。

上段の表はイ給水収益で、普通給水と特別給水となっております。

下段の表、（３）事業費に関する事項で、ア事業費用で営業外費用と営業外費用の各項目の金額構成比を前年度と比較を行っております。

13ページを御覧ください。

イ費用構成の表でございます。項目の構成比や有収水量１立方メートル当たりの単価を前年度と比較を行っております。

14ページをお開きください。

4、会計（1）企業債及び一時借入金の状況です。

こちらは冒頭の総括事項で概要を報告させていただきましたので、御確認をお願いします。

イの一時借入金について、令和5年中の借入はありませんでした。

次に（2）その他会計経理に関する重要事項でございます。

まず、アの棚卸資産でございますが、本年度末残高は下から3行目に記載の2,037万9,784円で、棚卸資産購入額一番下の行記載の1,015万279円です。

イの他会計借入金はございません。

ウの消費税につきましては、冒頭総括事項で報告させていただきましたので、内容を記載してあります。

続きまして、15ページをお開きください。

これより決算書となります。

令和5年度下田市水道事業決算報告書です。予算に対する執行状況を表しています。

冒頭の事業報告書と重複するところもございしますが、説明させていただきます。

まず、（1）収益的収入及び支出でございます。税込額で表示をしております。

上段の表は収入でございますが、1款水道事業収益は予算額6億7,144万円に対しまして、決算額6億5,455万7,461円で執行率は97.4%でございます。

内訳としましては、1項営業収益が6億2,059万8,034円、2項営業外費用は2,995万9,427円で、3項の特別利益はございませんでした。

下段の表が支出でございます。

1款水道事業費用は、予算額6億2,836万1,000円に対しまして、決算額は5億6,678万298円、執行率は90.2%でございます。

内訳としましては、1項の営業費用が5億2,574万4,974円、2項の営業外費用が4,103万5,315円、3項及び4項については、支出はありませんでした。

続きまして、16ページをお開きください。

（2）資本的収入及び支出でございます。税込価格で表示しております。

上段の表が収入でございます。

1款資本的収入、予算額3億4,432万7,000円に対しまして、決算額2億5,852万3,000円、執行率は75.1%でございます。

内訳としましては、1項企業債が2億4,920万円、4項他会計からの補助金が132万3,000

円、5項の県補助金が800万円となっており、2項の他会計からの出資金、3項の水道負担金、6項の固定資産売却金、7項の負担金はございません。

続きまして、下段の表をお願いいたします。

支出でございます。

1款資本的支出は、予算額6億1,760万2,000円に対しまして、決算額5億3,564万423円で、執行率は86.7%でございます。

内訳としましては、1項の建設改良費が3億9,284万9,566円、企業債償還金が1億4,279万587円となっており、3項はございませんでした。

次に、17ページを御覧ください。

令和5年度の下田市水道事業損益計算書で、ここに記載している金額は消費税抜きの金額になっております。

1営業収益は5億6,782万6,334円、2の営業費用は5億876万5,825円で、営業利益は5,906万509円になるものです。

次に、3の営業外収益は2,989万3,106円、4の営業外費用が3,572万1,785円となり、経常利益は5,323万1,830円、5の特別利益特別損失はございませんので、当年度の純利益も同額の5,323万1,830円となるものでございます。

前年度の繰越利益剰余金はなく、その他営業に未処分利益譲与変動額が926万8,579円でしたので、当年度未処分利益剰余金は6,250万409円になるものです。

次に、18ページ、19ページをお開きください。

令和5年度下田市水道事業剰余金計算書でございます。こちらも消費税抜きの金額となっております。

まず、資本的剰余金でございますが、当年度の変動はございません。

その結果、令和5年度末の残高は144万4,400円となるものでございます。

次に、利益剰余金でございます。

まず、減債積立金は上段の表の下から6行目、前年度処分後の残高が3億8,804万7,775円から当年度現在積立金の取崩し額926万8,579円を差し引いた3億7,877万9,196円が当年度末残高になるものでございます。

建設改良積立金は当年度の積立金はなく、残高3,000万でございます。

当年度未処分利益剰余金は前年度の未処分後の残高がなく、現在取り崩す金の給付926万8,579円に当年度純利益5,323万1,830円を加えた6,250万409円が当年度末の残高となります。

次に、18ページの下段をお願いいたします。

令和5年度水道事業剰余金処分計算書でございます。

下段の当年度末の残高は、未処分利益剰余金6,250万409円につきましては、地方公営企業法第32項第32条第2項及び第3項の規定に基づき制定しました下田市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関する条例第2条第1項に基づきまして、未処分利益剰余金につきましては資本的収支の補填財源として使用した926万8,759円を資本金に組み入れ、残余の5,323万1,830円を減債積立金に積立てを行ったものです。

次に、20ページをお願いいたします。

令和5年度下田市水道事業貸借対照表でございます。

資産の部で資産合計は、末尾に記載してあります70億9,188万5,494円で、前年度決算に比べて1億8,081万8,060円が増になっております。

21ページを御覧ください。

負債です。

負債合計は37億3,522万3,109円でございます。

22ページをお願いいたします。

資本の部になります。

資本合計は33億5,666万2,385円、末尾に記載してあります負債資本合計が、7億9,188万5,494円で20ページの資産合計と一致し貸借対象は符合していることになっております。

23ページをお願いいたします。

令和5年度下田市水道事業キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが3億1,979万5,052円、投資活動によるキャッシュフローはマイナス3億4,990万3,977円、財務活動によるキャッシュフローが1億640万9,143円となり、資金増加額が7,630万218円となるものでございます。

次に、24ページをお願いいたします。

注記になります。

地方公営企業法施行規則第35条に基づいて添付してございます。

次に、25から36ページまでにつきましては、附属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。

では続きまして、認第10号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定について御説明を申し上げます。

引き続き、令和5年度下田市公営企業会計決算書を御覧ください。

37ページをお開きください。

○議長（中村 敦） 説明者に申し上げます。あれでしたら、座ってやっていただいても結構です。

○上下水道課長（土屋 剛） ありがとうございます。

では、まず令和5年度下田市水道事業報告書です。

1、概況（1）総括事項でございます。

本年度の汚水処理の状況でございますが、年間総処理水量が123万4,013立方メートルで、前年度対比0.7%の減となっております。年間総有収水量は、95万9,702円で前年度比1万6,353立方メートルの増となり、有収率は77.8%となりました。

有収水量は、コロナ禍中からの脱却が本格化した夏以降、各地において前年度を上回る状況が続きました。年始にはコロナ等の影響もあり下回る月もありましたが、最終的には年間総有収水量は1.7%の増となりました。

施設整備の状況につきましては、下水道管渠移設を主体に実施したため、本年度末の整備済み面積は289.4ヘクタールのまま変更はなく、計画面積に対する整備率は前年度と同様の90.6%、処理区域内人口普及率は43.1%、接続率は75.3%となりました。

ア収益的収支の状況です。なお、金額は消費税抜きとなっております。

本年度の事業収益は8億7,361万9,383円で、事業費用が7億979万1,404円となりました。

この結果、当年度の純利益は1億6,382万7,979円となりました。

事業収益の内訳としましては、営業収益における下水道使用料が1億2,983万8,860円、収益全体の14.9%を占め、1立方メートル当たり使用料単価は135円29銭となりました。

このほか営業収益では、その他営業収益が21万円です。営業外収益では、一般会計からの繰入が5億1,443万5,000円、収益全体の58.9%を占め、続いて、長期前受金戻入2億2,885万168円、雑収益7万7,349円、利息受け取り利息及び配当金6円となりました。

一方、事業費用の内訳は、営業費用で管渠費が335万2,000円、洗浄費が1億6,490万9,217円と施設の維持管理費に要する費用が全体の23.7%を占めました。

事業活動全般に関する経費である総係費が3,306万2,730円、資産保有に伴う経費である減価償却費が4億5,724万4,693円、資産減耗費が968万4,826円となりました。

営業外費用は企業債の利息が4150万1,408円で、雑支出が3万6,530円となりました。

汚水処理費は2億136万477円で、年間汚水処理原価は209円82銭となり、経費回収率は64.48%となりました。

続きまして、イの資本的収支の状況でございます。なお、金額は消費税込でございます。

資本的収入は、1億9,718万3,030円、資本的支出は6億1,119万1,698円の事業執行となりました。

収入の内訳では、企業債が1億860万円、国庫負担金が5,740万円、一般会計からの出資金が3,056万5,000円です。受益者負担金が61万8,030円、支出の内訳は、改良工事費2億2,329万7,348円、企業債償還金が3億8,789万4,350円となっています。

38ページをお願いいたします。

建設改良費の主な内容は、管渠整備事業費が2,763万2,930円で、アクションプランに基づく復旧対策として、下田地区の管渠整備都市計画街路下田横枕線の改良工事に伴う下水道管移設工事を行ったほか、処理改良事業費が1億9,566万4,412円で武ガ浜ポンプ場の沈砂洗浄機及び受変電設備更新工事、No.2汚水ポンプ更新工事、下田浄化センターの避難路整備工事、下田浄化センターや須崎ポンプ場、武ガ浜ポンプ場の直流電源装置更新工事を実施し、下田浄化センター濃縮設備更新工事を発注いたしました。

また、本年度の企業債償還金は3億8,789万4,350円で年度末残高が40億9,988万7,297円となっております。

なお、資本的収入が資本的支出に対して不足する額4億1,400万8,668円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,321万4,360円、当年度分損益勘定留保資金2億3,807万9,351円、減債積立金取崩額1億149万8,126円及び当年度利益剰余金処分別6,121万6,831円で補填しました。

ウの一般会計からの繰入金の状況です。

本年度は収益的収入として他会計負担金5億1,443万5,000円、資本的収入で他会計出資金3,056万5,000円、合計5億4,500万円の繰入を受けました。

総務省が定めた地方公営企業繰出金についてに基づくものであり、他会計負担金は分流式下水道等に要する経費として、資本の部に対して受けたものです。

他会計出資金は、企業債の償還に要する経費として、同通知に定められた企業債の元金償還金の一部に対して繰入を受けたものです。

エの消費税及び地方消費税の状況です。

事業の執行に伴う本年度の仮受消費税を及び地方消費税は1,300万9,324円、仮払い消費税及び地方消費税が3,686万602円となり、特定収入に係る税額、貸倒れに係る税額等の計算を行った結果、本年度における消費税及び地方消費税は1,855万999円の還付となりました。

なお、前出の他会計負担金は充当先が減価償却費等の資本費であることから、特定収入以外の不課税収入として取り扱いました。

続きまして、39ページを御覧ください。

オの各年度の終了単価算出量とカの各年度汚水処理原価算出量でございます。令和元年度から令和5年度までの税抜き数値を示した一覧表を記載させていただきました。

次に、40ページをお開きください。

上段の(2)は経営指針に関する事項で、中段の表は令和元年度から令和5年度までの経営指標の推移を示したものでございます。

令和5年度決算における経営成績について経営の健全性を示す経常収支比率は、コロナ禍の脱却が本格化していく中、有収水量が回復してきましたが、新型コロナウイルス感染症の流行以前までには戻っていない現状であります。前年度対比0.33ポイントの増123.8%となりました。健全経営の水準とされる100%を大きく上回っており、この要因としては収益の58.88%を占める一般会計からの負担金によるところが大きく、経営基盤の安定化に向けて使用料収入の確保に努めてまいります。

また、料金水準の妥当性を示す経費回収率は、前年度比4.34ポイント増の64.48%となり、事業に必要な費用を使用料で賄っている状況とされる100%を下回っており、その分は一般会計からの繰入れを行っております。

一方、償却対象資産の減価償却の状況を示す有形固定資産減価償却率は、前年度比3.55ポイントの増、18.93%となっており、一見老朽化の度合いが低いように思いますが、施設は平成4年の供用開始から約31年が経過しております。

比率が高くなった要因としましては、分母となる償却対象資産の帳簿原価が公営企業移行時の固定資産評価において経過年数に相当する減価償却累計額を控除した額となっているためと考えられます。

下段の差は、議会議決事項でございます。

41ページを御覧ください。

上段(4)は、行政官庁許認可事項の一覧です。

中段後は職員に関する事項でございます。

令和5年度は水道事業との兼務である課長職を除く正規職員4名と、会計年度任用職員1名、総計5名で業務を行っております。

下段の6は、料金、その他供給状況の設定変更に関する事項でございますが、該当事項はございません。

42ページをお開きください。

2工事です。

上段は、令和5年度の資産取得費用でございます。中段（1）改良工事費の概況でございます。

アといたしまして、管渠整備事業費を43ページを御覧ください。

上段イとしまして、処理場改良事業費を、2といたしまして、固定資産購入の概況、下段の（3）受託工事費の概要ですが、両方ともこれは該当事項はございません。

44ページをお開きください。

上段に保存工事の概況は、該当事項はございません。

次に、（5）の修繕工事の概況を列記してありますので御確認ください。

45ページを御覧ください。

3業務（1）業務量は、アは令和5年度の業務量を列記してあります。

46ページをお開きください。

上段イは月別処理水量であり、下段のウにつきましては、月別有収水量を示したものでございます。

47ページを御覧ください。

上段（2）は事業収入に関する事項で、営業収益、営業外収益、特別利益、各項目の金額構成比前年度比較を行っております。

下段の（3）です。事業費に関する事項で、（ア）は事業費用でございます。

営業費用、営業外費用及び特別損失確保の金額の構成比を、前年度と比較しております。

48ページをお願いします。

イの費用構成です。

各項目の構成比や有収水量1立方メートル当たりの単価と前年度比較を行っております。

49ページを御覧ください。

上段会計（1）の企業債及び一時借入の状況でございます。

アの企業債ですが、これは冒頭の総括事項で概況を報告させていただきましたので、御確

認ください。

イの一時借入金は、令和5年度中の借入はございませんでした。

下段（2）のその他会計経理に関する重要事項でございます。

アの処理方法の変更及びイの他会計借入金はございません。

続きまして、ウの消費税になります。

これにつきましても冒頭の総括事項で報告させていただきましたが、その内訳を記載してあります。

51ページをお願いいたします。

次に、これより決算報告書となります。

令和5年度下田水道事業算報告書でございます。

予算に対する執行状況を表しています。冒頭の事業報告と重複する部分もございますが、説明させていただきます。

まず、収益的収支でございます。

上段の収入でございますが、1款下水道使用収益は、予算額8億9,252万2,000円に對しまして、決算額9億517万2,859円で執行率101.4%でございます。その内訳としましては、決算額で1項営業費用1億4,326万1,546円、2営業が2項営業外収益7億6,901万1,313円、3項の特別利益がございません。

次に、下段の趣旨でございます。

1款下水道事業費用は予算額7億5,963万1,000円に對しまして、決算額7億2,813万520円で執行率は95.9%でございます。

その内訳としましては決算額で1項営業費用は6億8,662万4,965円、2項営業外費用は4,150万5,555円、3項特別損失はありません。

52ページをお願いいたします。

2の資本的収入及び支出の状況です。

上段が収入になりますが、1款資本的収入は予算額1億9,705万4,000円に對しまして、決算額1億9,718万3,030円、収入率は100.1ポイントになっております。

その内訳としましては、1項企業債が1億860万円、2項他会計からの出資金が3,056万5,000円、3項国庫補助金が5,740万円、4項受益者負担金61万8,030円、5項固定資産売却売払い代金はございませんでした。

続きまして、下段になります。下段が支出です。

1 款資本的支出、予算額 6 億3,532万5,000円に対しまして、決算額 6 億1,119万1,689円で、執行率は96.2%でございます。

その内訳としましては、1 項建設改良費が 2 億2,329万7,348円、企業債償還金が 3 億8,789万4,350円でございます。

53ページを御覧ください。

令和 5 年度の下田市下水道事業損益計算書で、ここに記載されている金額は消費税抜きの価格でございます。

1 の営業収益 1 億3,025万6,860円、2 の営業費用は 6 億6,825万3,466円で、営業利益がマイナスの 5 億3,799万6,606円になるものです。

次に、3 の営業外収入収益が 7 億4,336万2,523円、4 の営業外費用が4,153万7,938円で経常利益が 1 億6,382万7,979円となり、5 の特別利益、6 の特別損失はありませんので、当年度純利益は 1 億6,382万7,979円となるものでございます。

前年度の繰越剰余金がなく、その他未処分利益剰余金変動額 1 億149万8,126円を加えますと、当年度未処分利益剰余金は 2 億6,532万6,105円となるものです。

続きまして54、55ページをお願いいたします。

令和 5 年度の下田市下水道事業剰余金計算書でございます。こちらも税抜きになっております。

まず、資本剰余金でございますが、当年度の変動はなく、その結果令和 5 年度末残高は、4 億9,165万4,702円になるものでございます。

次に、利益剰余金でございますが、現在積立金は前年度処分後残高 1 億149万8,126円から、当年度現在積立金の取崩し額 1 億149万8,126円を差し引いたゼロが年度末残高となるものでございます。

利益積立金・建設改良積立金ともに期首残高はなく、当年度も変動していないことから、当年度末残高は全部ないものでございます。

当年度未処分利益剰余金は、前年度処分後の残高はなく、現在積立金取崩し額 1 億149万8,126円に当年度の純利益 1 億6,382万7,979円を加えた 2 億6,532万6,105円が当年度末の残高となります。

次に、54ページからの令和 5 年度下田市下水道事業剰余金処分計算書でございます。

当年度末残高 2 億6,532万6,105円につきましては、地方公営企業法第32条第 2 項及び第 3 項の規定に基づき制定しました下田市水道事業及び下水道事業における剰余金の処分等に関

する条例第2条第1項に基づきまして、資本的収支の補財源として使用した1億6,271万4,957円を資本に組み入れ、残余の2億261万1,148円を減債積立金に積み立てる処分を行ったものです。

次に、56ページをお開きください。

令和5年度の下田市下水道事業貸借対照表でございます。資産の部、資産合計は末尾に記載しております金額107億7,491万4,599円です。

57ページを御覧ください。

負債の部、負債合計は90億1,303万3,769円でございます。

58ページをお開きください。

次に、資本の部です。

資本合計は、17億6,188万830円となり、負債資本の合計は107億7,491万4,599円なり、56ページの資本合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

59ページを御覧ください。

令和5年度下田市下水道事業キャッシュフロー計算書でございます。

業務活動によるキャッシュフローが4億6,050万6,845円、投資活動によるキャッシュフローがマイナス1億5,206万4,958円、財務活動によるキャッシュフローがマイナス2億4,872万9,350円となり、資金増加額が5,971万2,537円となるものでございます。

令和5年度資金期首残高1億3,764万4,372円に資金増額を加えますと、資金期末残高が1億9,735万6,909円になるものでございます。

次に、60ページをお願いします。

注記でございますが、地方公営企業法施行規則第35条に基づき添付してございます。

続きまして、61から71ページまでは附属書類でございますので、後ほど御覧いただきたいと思っております。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、認第9号 令和5年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定及び認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についての説明を終わらせていただきます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中村 敦） 認第9号および認第10号の当局の説明は終わりました。

ここで休憩します。

30分まで休憩します。

午後2時17分休憩

午後 2 時 29 分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、認第 9 号 令和 5 年度下田市水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

7 番 岡崎大五議員。

○7 番（岡崎大五） 決算書の 1 ページにあります排水管破損件数ということで、18 件が報告されておりますけれども、私も吉佐美苑の自治会で 140 軒の家の水道を管理しとるもんですから、水道のことは非常にちょっと気になる面がありまして、特に私どものところでは最近はそのイノシシの被害で水道管が破損するっていうことがちょくちょく起こってるんですが、市のこの破損というのは老朽化によるものなのか、あるいはそうした鳥獣被害によるものなのか、お聞かせいただければと思います。

2 点目ですけれども、先日大雨が降りまして、私どものところもポンプで水をあげているもんですから、いわゆる UPS というで U n i n t e r r u p t i b l e P o w e r S u p p l y ということで、無停電無限装置というものが配備されてはいるんですけれども、それが何か時折誤作動を起こすというか、うまくいかなくなって S u p p l y、すなわちポンプで水が汲み上がらないっていうようなことが起こることが度々はないですけれども、ある可能性があるので、係の人が毎回見に行くっていうようなことやってるんですが、下田市の水道がこれ下水道は次のあれになりますと、も含めてそうした災害で停電になった場合にどのような対応されてるのかという、この間もちょっとお聞きしましたけども、また改めて御説明いただけないかと思います。

3 点目ですけれども、2 ページのほうの第 6 次拡張事業のところですが、須原地区排水管拡張工事北の沢というのをやっていただいて、住民の皆さんも非常に喜んでいるんですけれども、八木山の下集落、何と言うんですか、公民館みたいないわゆる集まる場所ですよ。そこまでは行ってるんだけど、その先が圧の関係で進まないということで、その先の家々が 10 件ぐらいあるのか分からないですけども、給水が届いていないということで、今後その沢の水で簡易水道でやっていくのか、あるいはポンプをそこで設置して、みんなで共同管方式でやると。これ私の家の近所のこれも課長に見ていただいたときに圧が弱いという家の苦情がありまして見ていただいたときに、それが共同管だったというところで、共同管

でその管が細いものですから、圧が弱いというような状況があったわけですが、この八木山の場合は話合いがどうなったのかっていうことを、その延長線上水道の布設案もあったと思うんですが、延長線上でどういう経緯になったのかということをお聞きでしたら、あるいはまだ交渉中なのかね、そこら辺もあると思いますが、その3点お聞きしたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） では、今3点ほどということなんですが、順番に。

水道管の破損につきましては、鳥獣によるものではありません。

一応、決算書のほうに全部が載ってるわけではないんですが、9ページです。9ページに保存工事の概況というのがあると思うんですが、この中でちょっと順番にはなんですが、漏水修繕というのが入ってると思います。

要するに、水道管の場合には深さが600ミリから1,200ミリ程度ありますので、イノシシによる破損というのはなくて、老朽管というか要するにサドル分水栓といたしまして、水道管から取り出すものがあるんですが、その部分が漏水したりということでの破損ということです。

ですから、鳥獣によるものではありません。

それとポンプ、停電とかした場合どうなるのかということで、メインの配水池のほうには、上水道もそうですけれども、自家発を持っています。ですので、停電になった場合にはそれを使うと。自家発を持ってないところもありますので、そういう場合には台風とか災害が起きそうなときには、発電機をレンタルをしている状況にあります。

下水については、一応発電機を準備してはしてあります。それで最後の下水道の自家発と後は発電機もあります。

最後の部分ですが、これについては今年度になって2回かな、3回かな、何回か代表の方が来られて、こちらで今相談に乗っているという状況です。

6次拡張事業の北の沢ということですので、八木山地区にはまだ排水管のほうは設置されてないという状況になっています。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 1ページを見ますと、当年度の利益が5,323万1,830円ということで、利

益を上げているということで喜ばしいことだと思いますが、やはり水道は日常の生活を支え、あるいは事業を支えている一方、東海地震等の大災害に対して施設をどう守るかという、この二つの課題が今この水道事業を取り巻く課題としてあるんじゃないかと思うわけです。

そういう意味で、河内の水源地と落合の水源地があって、落合の水源地のほうはそれなりにも地震対策も済んでると。それから新武山配水池の貯水池も今取りかかって、ほぼ間もなく完成するだろうということで、それらの地震対策というのは済んでいようかと思うわけです。今後そういう災害に対する地震や津波の対策は、大きな課題としてはどういうものが残っているのかという点をお尋ねをしたいと思います。

そして、第6次の事業展開をしておりますが、ほとんどもうそれなりに水道は100%近く普及がされているのではないかと。あと残ってるところは、どういうところかということと、残念ながら全てのお宅に水道が全て配給されるというようなことは、なかなかこの現状の中で、1トン当たり179円ですか、だんだん1円ずつぐらいこの年度ごとに3ページを見ますと費用が上がってきているという現状からいきますと、その一定の効率化ということも考えざるを得ないと。理想としては全て1軒残らず水道は引かれるような仕組みをつくりたいというのは理想ではありますけども、そうは言っても現状の中で一定のこの割り切り方というんでしょうか、をせざるを得ない部門も出てこようかと思うわけですが、そこはどのようにお考えになっているのか、お尋ねをしたいと思います。

それから事務的なことで恐縮でございますが、18ページ19ページの剰余金計算書の読み方でございますけども、特に19ページの右のほうの当年度未処分剰余金ということで、前年度の末の残高が6,440万6,243円ということで、これがこの下の資本に組み入れる部分と減債に組み入れた部分で実態はマイナスでゼロになってると。そうしますと、ここに当年度の変動額として6,250万409円の数字が出てきておりますが、その数字はどう理解したらいいのかと、どこと対応してるものかと。

そして、減災の積立金のほうへそのうちの926万8,579円を三角にしてございますので、資本の合計はここに書いてある5,323万1,830円になると、こういう具合に読み取っているわけですけども利益剰余金のところに出ている数字の6,250万409円という数字は、どういう理解をしたらいいのかをお尋ねをしたいと思います。

以上です。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 3点ということでよろしかったですよ。

では、まず3番目の6250万409円というのは何ぞやという話なんですけど、これにつきましては17ページを御覧ください。17ページに損益計算書があると思うんですが、その最下段の数字がここに入ってくるという形になります。いいですか。

それと、今後の課題ということなんですが、水害もあるんですけど、地震に対してやはり老朽管の改良工事をしていく形にはなろうかと思いますが、今ちょうど新武山配水池の築造に入ってますので、それが終わってから管路の更新をしていきたいというふうに考えております。

それと6拓で残っているところということなんですが、やはり水道の場合、配水池から流れてきたものを各家庭に配ってますので、その配水池よりも高いところにある家と言うんですかね、それになるとなかなか送ることができないというふうな形になろうかと思います。

残っている場所ということですか。主にはその加増野地区については、水道のほうは行ってない状況ですね。

あとは、大沢の一部。一応、大沢につきましては、ポンプ場にポンプが入ってるんですが、それにまだつなげる工事をしてませんので、それを今年何か所かやるという形になっております。

あとは須原地区の須原のポンプ場よりも高いところにポンプ場とか、坂戸地区というんですかね、そちらへちょっとまだ行ってないような状況です。よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） そうしますと、新武山ができますと、吉佐美のところにも配水池、何ていうのか、鍋田団地の上にも配水池があると思うんです。それからあそこの大賀茂へ行くところのトンネルの手前のところの弘洋園と言ったらいいのかな、第2弘洋園のところにも大きな配水池等がございます。吉佐美に、白浜にも女郎を含めた配水池があろうかと思いますが、それらの配水池は耐震上は手をつけなくても何とかそのまま使えるものなのか。配水池等の耐震化というのは終わったという具合に考えていいのかと。

先ほどの話ですと、新武山の配水池が終わったら、管路の安全と取替えというんでしょうか、安全性を高める工事に入ると、こういう御答弁だったかと思いますが、配水池については終わったと考えていいのか、お尋ねをしたいと思います。地震対策についてですね。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 新武山の耐震性を今持っているような形にはなっております。

それで、令和5年度に敷根配水池、これはちょうど少しお待ちください。耐震補強を昨年度行った配水池があります。あと長田配水池ですとか、白浜調整池、あと武山分水、稲梓配水池につきましては、ちょっと耐震ができないような状況になっております。

ということですが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、認第9号に対する質疑を終わります。

次に、認第10号 令和5年度下田市下水道事業会計歳入歳出決算認定についてに対する質疑を許します。

12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） やはり下水道についても、今の課題の中では災害対策がどの程度進んでいるかと、あるいは進んでないのかと、こういうことが一つの課題だろうと思いますし、もう一つは弘洋園の汚水の処理が中学校に管渠が行ったということで、分譲地の汚水も下水道のほうにつなげていただくと、こういうような措置がなされたと思います。

そうしますと、今後考えていくのにこの分譲地内の水道あるいは下水道は、分譲地の自治会でやりなさいと、分譲地でやりなさいと、こういう立場であったかと思うんですけども、分譲地の方々もなかなか管理が大変なので、市のほうに移管させてくれないかと、こういう意見は当然出てこようかと思うわけです。

下水道は範囲が絞られておりますので、全ての分譲地ということには当然ならぬかと思うんですけども、そういう目を見たときにどういう考え方をしたらいいのかと、すべきなのかというようなことと、実態は町が水道や下水道を使う旧町の人たちも少なくなって、空き地・空き家になってきますので、経営的に長い目を見た場合、持続的な事業として継続するためにはどうしていったらいいのかと、こういう課題が目の前に突き付けられていると思うんですけども、それらについて一定の見解や、5年度でこういう方向でやったというようなことがあれば、お知らせをいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 分譲地内の水道、下水はなかなか分譲地のほうには入っていないと思うんですが、下水道について移管という形があるのではないかと、ということなんですが、

一応水道の場合には移管の基準があるんですよ。その基準に突合するような形で配水管の改良をしてもらえれば受けることはできるのかなとは思いますが。

それと、災害の関係でということでもいいのかな。今後の持続につきましては、人口も減ってきてますよ、更新も増えますよということですので、ちょっといつとは分かりませんが、下水道については、この4月に一部料金のほうを上げさせてもらいました。

水道のほうにつきましても、今後その検討をしていかなければならないのかなと考えておりますが、よろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 課題がいっぱいで大変かと思えますけども、自分の実家や旧町を見てみると空き家が出てますので、水道も下水道も引いていても人がいないわけですから使わないと、こういう形になる一方で、大きな柿崎地区の旅館街の方々は、自分のとこで大きな浄化槽を持っているので、下水道につないでいないという、こういう現状があるかと思うんです。

そうしますと、下水道の経理的にもある場合には、下田のお湾をきれいにするという意味でも、やはり柿崎地区の旅館街の人たちへの下水道への参加というのは、やはり大きな課題の一つではないかと思うんですけども、やはりどのような働きかけや参加を願っていったらいいのかと。こういうことについてはどうお考えなのか、お尋ねをしたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 柿崎のホテルで下水につながってるところあるということなんですけど、つなげるような声かけを今後行っていきたいなどは考えているんですが、なかなか相手があることですので、相手がいいよと言わないとなかなかそれは難しいところがあるかと思えます。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、認第10号に対する質疑を終わります。

以上で、認第9号および認第10号の各会計の決算認定に対する質疑は終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております認第9号および認第10号の令和5年度下田市公営企業会計の歳入歳出決算2件につきましては、決算審査特別委員会に付託したいと思います。これに

御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 御異議はないものと認めます。

よって、決算審査特別委員会に付託することに決定いたしました。

決算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、議長より指名いたします。

1番 柏谷祐也議員、2番 大西將由議員、3番 浜岡 孝議員、4番 土屋 仁議員、6番 天野美香議員、7番 岡崎大五議員、8番 楠山俊介議員、11番 鈴木 孝議員、以上の8名を決算審査特別委員会の委員に指名し、選任いたします。

ここで、ただいま選任されました委員の方は、決算審査特別委員会の正副委員長を互選していただくため、委員会を開催していただきたいと思っております。

委員の方は第一委員会室へお集まりください。

暫時休憩します。

午後2時55分休憩

午後3時00分再開

○議長（中村 敦） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

御報告申し上げます。

休憩中決算審査特別委員会を開催し、正副委員長の互選をいたしました結果、委員長に岡崎大五議員、副委員長に浜岡 孝議員が選出されましたので御報告いたします。

◎報第11号～報第12号の上程・説明・質疑

○議長（中村 敦） 次は日程により、報第11号 令和5年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について、報第12号 令和5年度決算に基づく下田市公営企業の資本不足比率の報告について、以上の2件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

財務課長。

○財務課長（大原清志） それでは、報第11号 令和5年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の11ページをお開きいただき、あわせて議案説明資料の1ページをお開きくだ

さい。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、令和6年度に公表する健全化判断比率を、別紙監査委員の意見を付けて次のとおり報告するものがございます。

各指標につきましては、議案表中に記載のとおり、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は、傍線表示、実質公債費比率が6.8%、将来負担比率は46.8%でございます。

また、表内弧内に記載の数値は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令第7条で定められたそれぞれの自治体の標準財政規模に応じた基準であり、本市の早期健全化基準を示してございます。

早期健全化基準は、いわゆる黄色信号を示しているもので、本市の場合は、実質赤字比率が14.20%以上になると、早期健全化の対象となるものがございます。

以下、他の指標も本市の比率がそれぞれ記載をされた基準を超えた場合、早期健全化の対象となり、財政健全化計画を策定することとなるものがございます。

それでは、健全化比率の内容につきまして、議案説明資料により御説明申し上げます。

説明資料の1ページをお開きください。

健全化判断比率の概要でございますが、1の実質赤字比率は一般会計及び特別会計のうち、普通会計に相当する会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、本市における普通会計に相当する会計は、一般会計、下田駅前広場整備事業特別会計及び公共用地取得特別会計の3会計でございます。この3会計の純計画において、繰上げ充用等の赤字はございません。

なお、資料4ページ、1の①表(純系)一般会計等に係る実質収支額の表の右下側を御覧いただきますと、実質赤字比率はマイナス11.07%で表示されておりますが、実質赤字比率は黒字の場合にはマイナス表示されるということで、11.07%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページにはお戻りいただき、2番の連結赤字比率でございますが、連結実質赤字比率は、下田市の全会計を対象にした実質赤字の標準財政規模に対する比率で、この指標も実質赤字比率と同様赤字額はございません。

説明資料の5ページ、総括表②連結実質赤字比率等の状況、「令和5年度決算」の表の右側の一番下を御覧いただきますと、連結実質赤字比率はマイナス23.61%と表示されておりますが、実質赤字比率と同様、23.61%の黒字ということでございます。

説明資料の1ページにお戻りください。

3の実質公債費比率でございます。

実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、簡単に申しますと通常得られるであろう税金、交付税、交付金などの一般財源等の収入のうち、どのくらいの割合が借金返済に充てられているかというものでございます。

説明書6ページをお願いします。

総括表③実質公債費比率の状況令和5年度決算の中段の一番右側にありますように、実質公債費比率は、3か年平均で地方債許可基準の18%を下回る6.8%となり、前年度の6.2%と比較して0.6ポイント悪化しております。

単年度におきましては、7.25864となり、前年の6.81721から0.44143ポイント増加しております。

説明資料の2ページをお開きください。

4将来負担比率でございます。

将来負担比率は、一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、簡単に申しますと、現在の借金等の債務を消化する、返済するために、通常で得られるであろう税金、交付税、交付金等の一般財源の収入を充てたら、何年分になるかというものでございます。100%が1年という計算でございます。

説明資料7ページ、総括表④将来負担比率の状況「令和5年度決算」の下端の一番右側にありますように46.8%で、前年度の48.9%と比較して2.1ポイント改善しております。

以上、大変雑駁な説明でございますが、報第11号 令和5年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についての説明を終わらせていただきます。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 続きまして、報第12号 令和5年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿12ページをお開きください。あわせて、議案説明資料8ページ以降をお開きください。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定によりまして、令和6年度に公表する資金不足比率を別紙監査委員の意見を付けて、次のとおり報告するものでございます。

議案説明資料8ページをお開きください。

資金不足比率でございますが、これは公営企業における資金不足の状況を表したもので、この比率が高くなるほど、当該企業の事業規模にして累積された資金不足が発生しており、公営企業として経営状況に問題があるということになります。

経営健全化基準は20%とされており、これを超えた場合は実際赤字比率を解消するために、議会の議決を得た上で、経営健全化計画を定めなければなりません。

資金不足費比率は資金不足を事業規模で除して算出されます。赤がそれぞれの額の算出方法になっております。

続きまして、議案説明資料の9ページから12ページが資金不足比率に関する様式となっております。

11ページをお開きください。

一番右端の(8)の欄の公営企業の数値は、各公営企業の数値は譲与額(黒字)で不足がなしとなります。

この結果、資金不足比率の算定式の分子がゼロとなり、12ページをお開きください。一番左端の9の欄、資金不足比率は傍線のなしとなるものでございます。

議案件名簿12ページにお戻りいただいて、表でございますが、下田市水道事業会計、下田市下水道事業会計、下田市集落排水事業特別会計は、それぞれ資金不足はなしとなるもので、傍線表示のゼロとなっております。

以上、大変雑駁な説明ですが、報第12号 令和5年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告について説明を終わらせていただきます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長(中村 敦) 当局の報告は終わりました。

これより各報告ごとに質疑を行います。

まず、報第11号 令和5年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を許します。

7番 岡崎大五議員。

○7番(岡崎大五) 財政力指数に関しまして、基本的に非常に安定した経営がなされているという評価だというふうに理解してよろしいかと思うんですけれども、市民の中には下田市は財政規模が小さいので、大きな事業がなかなか行いにくいという、そういう難しい点もあるんですが、財政の状況そのものは悪く悪いわけではないと僕は去年・今年とこの報告を受けて感じているところなんです、市民の皆さんは、要は下田は貧乏だから我慢しなきゃい

けないんだというようなことをおっしゃる市民の方もいらっしゃるって、そういった方々に対してどのように御説明したらいいのかなというのはいつも考えるところなんですけど、そこら辺この財政という観点から考えた場合に、どういうふうに説明したら一番分かりやすいのかなと。要するにこの比率とか言われてよく分からないので、簡単に言うと、静岡県の中で、どのくらいの場所に財政的に、要は評価されているのか、順番で言うとね。そのようなことが一つ指標として言ってもいいのかなと思うんですが、どのように財務課長が例えば県の中で何番ぐらいだから大丈夫じゃないかなというような、そういうような何て言うんすかね、皆さんを安心させてあげられるようなことというのは、言えるのかなというところで御質問なんですけれども、どのようにこの数字を生の言葉として市民に伝えたらいいのかというところでの御質問なんですけど、何かいい知恵があったらお聞かせいただければと思います。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） なかなか議員のこの難しい質問にどうやって答えたらいいのかというのを、ちょっと難しいところなんですけれども、例えば家庭と言っても、「お父さんと僕の家庭って大丈夫だろうか」と言った場合にですね、この大丈夫の具合が例えば、「僕はアメリカに留学したいんだけど、大丈夫なのか」という部分とですね、「高校に進学、大学に進学できるだろうか」という部分の大丈夫という部分は、なかなか違うということで、その方がどういった意味でのということとは、ちょっとなかなか言いにくいところではございますが、ちなみにこちらの今回御報告させていただいた財政健全化比率の関係の部分ですね、なかなかこの数値だけを見てもピンとこないという部分があると思います。

ここで実際、黄色信号、赤信号と生じるというのは、こちらそもそも夕張市が破綻したことに伴いまして、それを事前に察知するといいますか、見やすくするためにできた指標でございまして、こちらでイエローカード、レッドカードが出るというのは、相当なものでございまして、古いデータしかございませんけれども、現在こちらでレッドカード等が出ているのは、1団体とかそういった状況であるかと思えます。

こちらの数字で言いますと、比較してみることが一番分かりやすいのかなというふうに思います。実質赤字比率と連結実質赤字比率につきましては、先ほどやりました決算書、こちらで赤字が出ませんと、ここのところは赤字になってこないと。基本的に決算・予算書を作る際に、財政調整基金ですとか赤字になりそうであれば歳出を削るですとか、そういったことをして対策しますので、ここが赤字になってくるというのは、よほどのことでないと起こり得ないというものでございます。

実質公債費比率でございますけれども、こちらにつきましては、すみません。よその市町の状況というものが、これ決算で報告されるものですから、現在、公にされているのが、令和4年度のものでございます。だもので、令和4年度の数値で言いましていただきます。令和4年度で言いますと、ちなみに下田市は6.2でございました。

その場合、加重平均で申しますと、静岡県内にある市の平均は5.3、町の平均は6.4と県の加重平均で合計が5.4が平均という形でございます。この5.4というのは、少なれば少ないほど、毎年の返済が少ないですよという部分ですね。

そして、その部分の数値は、下田市につきましてはあまり現状悪くないのかなというふうに感じているところでございます。

そして、将来負担比率でございます。

こちらにつきましては、令和4年度の状況が48.9という形になってます。こちらにつきましては県の平均は4.0です。町の平均は、基本的に数字が出てないという形になってます。

近隣の市町で申しますと、将来負担比率でいいますと令和4年度の状況で言いますと、松崎町、西伊豆町等は、将来負担比率が出ていないと。つまり、今ある借入れを返そうと思えば、現在の貯金・基金等で全額返済できるという状況を意味していると思います。

下田市より、じゃあここが一番悪い数字なのかといいますが、ほかにも若干、一番悪い数字が69.5、49.4と言った数字がございますけれども、大きな市ほど余裕があるといいますが、部分がございますので、これが数字が悪くだけで苦しい苦しくないという状況ではないということでございます。

基本的にどんなにお金があったとしても、それを使ってしまえば苦しい状況になりますし、どんなに少なくても、うまくやりくりすればという部分がございます。

ですから、我々が大切だと思っているのが、歳入ですね。基本的に、その年に得られる収入、身の丈に合った財政にするという部分が大変なんですけれども、大切なことなのかなというふうに思います。

なかなかこういった小さい自治体で多くの要望を応えていくというのは、なかなか大変なんだと思いますけれども、こちら当局及び議会の皆様とどうしていったら下田市のためになるのかと、時には我慢し、時には思い切ってやるというメリハリをつけて、今後財政を下田市を運営していけたらというふうに思っております。

○議長（中村 敦） 7番 岡崎大五議員。

○7番（岡崎大五） じゃあ、危なくないよっていうことでよろしいですかね。市民にお伝え

するときには、大丈夫ですよと。当局も議員も頑張ってますので、御安心くださいということでもよろしいでしょうか。

○議長（中村 敦） 財務課長。

○財務課長（大原清志） 「みんなで頑張っていきましょう」というふうに言っていただけたらというふうに思います。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） これをもって、報第11号 令和5年度決算に基づく下田市健全化判断比率の報告についてに対する質疑を終わります。

◎報第12号の説明・質疑

○議長（中村 敦） 次に、報第12号 令和5年度決算に基づく、下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） 質疑はないものと認めます。

これをもって報第12号 令和5年度決算に基づく下田市公営企業の資金不足比率の報告についてに対する質疑を終わります。

◎報第13号の説明・質疑

次は日程により、報第13号 債権放棄の報告についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） それでは、報第13号 債権放棄の報告について御説明申し上げます。

議案件名簿の13ページをお開きください。

本報告は、下田市債権管理条例第13条第1項の規定によりまして、債権を放棄しましたので、同条第2項の規定により次のとおり報告するものでございます。

債権所管課は上下水道課、債権名は水道料金でございます。

放棄理由としましては、同条第1項第2号の自由破産免責によるものが8件、放棄額は15万4,517円、同条第1項第4号の事由、徴収停止によるものが79件、放棄額は20万3,549円、

合計いたしますと、87件の放棄額が35万8,066円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではありますが、報第13号 債権放棄の報告について説明を終わらせていただきます。よろしく御審査のほどお願い申し上げます。

○議長（中村 敦） 当局の説明は終わりました。

報第13号 債権放棄の報告についてに対する質疑を許します。

13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 二つの事由っていうことでございますが、4号事由の場合の徴収停止というのが、確か同条10条の1号、2号、3号というようなものに振り分けされると思います。この79件が、それぞれ10条の何号に基づくものなのか件数も含めて、また、10条の各号の説明を含めて少し御回答いただければと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 4号事由の内容及び第10条の1号から4号までの理由ということによろしいでしょうか。

第13条の4号につきましては、第10条の規定により徴収停止の措置を取った当該債権について、徴収停止の措置を取らなかった日から相当の期間を経過した後において、なお債権者の無資力またはこれに近い状態であり、弁済することが見込みがつかなかったというところが4号の内容になります。

第10条の規制で、今回の79件につきましては、第10条の第1号の法人である債務者が、その事由を停止、将来その事業を再開する見込みがなく、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるというときで、この項に出てきている79件につきましては、登記簿謄本ですね、商業登記簿の調査をしたところ、法人が全て解散していたということで、1号中で徴収停止ということをやらせてもらってます。

10条の第2項が債務者の所在が不明であり、かつ差し押さえることができる財産の価値が強制執行の費用を超えないと認められるとき、その他これに類するときというのが第2号になります。

第3号においては、債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認めるときというのが、第3号になります。

以上、簡単な説明ですがよろしいでしょうか。

申し訳ありません。件数につきましては、ちょっとお名前は伏せさせていただきます。Aが37件、Bが41件、Cが1件という形で合計79件になっております。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） 今課長のほうからは、恐らく登記簿上の法人または個人がそれぞれ何件というような詳細の内訳を教えてくださいと思うんですが、あわせて10条の1号、法人によるものが何件、または個人で不明になった場合が何件、また少額であって取立てに見合わない場合が何件という形での内訳をもし資料としてお持ちでしたら、御説明をいただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 全て1号ということになります。それで、全てが法人であります。

以上です。

○議長（中村 敦） 13番 江田邦明議員。

○13番（江田邦明） ちょっとここから分析の御質問になるので、不明でしたら不明ということで結構でございますが、コロナ禍が終わってなかなか法人としての経営がうまくいかず、このような状況になってしまってたかというものなのか、下田市においては事業者数が減っていくという中で、例年このような件数が出てきてしまうという部分なのか、もし分析等があれば教えてくださいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） ちょっと毎年毎年件数が変わってきますので、単純なことはちょっと言えないんですが、この方々につきましては、法人が解散してしまっていて、取り立てることができないというか、納めてもらうことができないような状況になっております。コロナ禍というよりは、もう結構以前から登記簿が閉鎖というか、法人が解散全部してありますので、これがちょっと昔からのものが入っているかなという形になりますので、コロナ禍だからということではないと考えております。

以上です。

○議長（中村 敦） 12番 沢登英信議員。

○12番（沢登英信） 今の江田議員の回答の中で、10条の第1項で全てが法人だということで、A・B・Cという形で、Aが37、Bが41、Cが一つだと、こういう説明をいただきたいと思うんですが、このA・B・Cとはどういうことなのかを説明いただきたいということと、法人2号事由の8件でございますが、それぞれ年度が違ったりすると、件数の数え方をど

ういう具合にしているかということをお尋ねしたいと。実質幾つの会社なのかということも必要かと思しますので、8件が8社って場合に見てもいいのかと、あるいは1社だけでも、年度が重なって8件滞納してきたんだよと、そういう具合に見たらいいのか、そこら辺の実態はどうなっているのか分かりましたら、御回答いただきたいと思います。

○議長（中村 敦） 上下水道課長。

○上下水道課長（土屋 剛） 先ほど江田議員の質問に対して答えさせていただきました。

一応、調定年月を1件として見ていますので、例えば極端な話、令和6年の8月分で1件、令和6年6月分で1件という形でカウントを取らせてもらっています。

ですので、先ほどのA・B・Cにつきましては、それぞれその調定があった月ですね、その分の件数でカウントさせてもらってということですが、よろしいでしょうか。

以上です。

○議長（中村 敦） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中村 敦） ないようですので、これをもって報第13号 債権放棄の報告についてに対する質疑を終わります。

○議長（中村 敦） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

なお、7日、8日は休会とし、9日午前10時から本会議を開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願い申し上げます。お疲れさまでした。

なお、この後決算審査特別委員会協議会を3時40分から第一委員会室で開催いたしますので、委員の方は御参集をお願いいたします。

午後3時32分散会